

平成16年9月10日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	平	石		和
福	祉	中	村		和
事	務	中	橋		孝
所	長	中	岡		俊
補	佐	福			
保	険	中	川		
健	康	藤	家		敏
課	長	松	浦		
農	林	栗	林		雅
水	産	井	手		清
課	長	森			久
商	工	江	崎		サ
観	光	小	野		利
課	長	北	村		和
都	市	中	村		博
建	設	谷	口		秀
課	長	一	ノ		瀬
環	境	江	口		
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
建	設				
環	境				
部	調				
整	室				
長					
水	道				
課	長				
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
教	育				
委	員				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
対	策				
課	長				
兼					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成16年9月10日（金）議事日程

開 議（午前11時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
8	4 水 頭 喜 弘	1.福祉行政 ① ブックスタート事業について 2.介護を通して思いやりの心育成 ① 世代をつなぐ介護予防 中学生の3級ヘルパー取得について 3.災害要支援者向け通報システム ① 災害通報困難者（聴覚障害者等）向けの緊急通報システム導入について 4.高齢者等、交通弱者に対する交通対策 ① 「デマンド交通システム」の導入を計る考えは
9	6 山 口 瑞 枝	1.学校給食について ① 給食残渣の処理 ② 食物アレルギーの対応 ③ 地場産品の取り扱いは ④ 郷土料理のメニューは ⑤ 給食費の収納状況 2.学校評議員制度について ① 目的と概要 ② 設置状況 ③ 活用と取り組み ④ 既存組織との関係（P・T・A） 3.鹿島市少年体験活動事業について ① 各種派遣補助金について むつごろう探検隊の存続について
10	13 井 手 常 道	1.虐待について ① 高齢者への虐待の実態について ② 児童への虐待の実態と防止方法は ③ 児童とインターネットについて 2.オレオレ詐欺被害対策について 3.九州新幹線長崎ルートについて

午前11時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次質問を許します。まず、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

おはようございます。4番議員水頭でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、大きく4点にわたって質問をしていきたいと思っております。最初に福祉行政、①ブックスタート事業について。大きい2番が、介護を通して思いやりの心育成、①世代をつなぐ介護予防、中学生の3級ホームヘルパー取得について。大きい3番、災害要支援者向け通報システム、①災害通報困難者（聴覚障害者等）向けの緊急通報システム導入について。大きい4番が高齢者等、交通弱者に対する交通対策、①「デマンド交通システム」の導入を図る考えは。この4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、福祉行政、ブックスタート事業についてですが、これは昨日、寺山議員の方からもるる内容等説明がありましたけど、なるだけ重複しないように質問させていただきます。

ブックスタート事業についてということですが、実は皆さん御存じのとおり、3カ月ほど前、佐世保市で起こった小学生による同級生の殺害事件は大きな衝撃でありました。また、家庭に広がる子育ての負担感、不安感、深刻な児童虐待に象徴されるように、子供と家庭をめぐる環境は危機的状況にあります。国も、自治体も、また私たちも、市民も、次世代育成のために何ができるかを真剣に考え、行動を起こしていかなければなりません。

2001年に子ども読書活動推進法が制定され、子供たちが良書に出会うことで心を豊かにし、力強く深い人生を生きる力を得てほしいとの願いから、子ども読書運動を全国に広めようという活動が開始されました。具体的には、読み聞かせ運動、ブックスタート事業、学校での朝の10分間読書運動等です。これらの運動で、ゼロ歳から学童期までの一応の読書体制はそろそろわけてあります。当市でも朝10分間読書運動等が展開され、大きな効果を生んでいるようでもあります。しかし、ブックスタート事業については、まだ実施には至っておりません。

このブックスタート事業については、平成13年12月議会で質問させていただきましたが、そのときの福祉事務所の答弁は、「保健センターの方では保険健康課と福祉事務所が一緒になりまして子育て支援センターをやっております。この事業の中でも絵本を使ったこと、い

わゆるサークルの中でこういった絵本を使ったこともやっております。したがって、今の御提案というか、言っていただきましたことは、この事業の中でぜひ研究をしてみたいというふうに思います」と答弁されていますが、その後どのように研究されたのか。

もとよりブックスタートは、赤ちゃんとお母さんが絵本を見ながら親子のきずなを深める運動であり、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者が対象であります。この運動は、2004年8月末現在では696の自治体が登録して活動しています。当県でも、きのうのあれでは、8の自治体を実施されているようでございます。大切なことは、お母さんと赤ちゃんが絵本で喜びを分かち合うというもので、行政が子供に絵本を無料で配るという運動ではありません。親子が絵本を介して言葉と心をはぐくみ、また地域とのかかわり合いを持って健やかに育てほしいと願うメッセージを、一人一人の保護者に丁寧に伝えながら手渡すことが重要であります。

今、子供たちにどう接していいかわからないお母さんがふえており、このことが児童虐待につながる可能性も否定できません。その意味からも子育て支援の強力な事業として、保健センター、図書館、ボランティア等の方々によって進めるブックスタート事業を、ぜひ当市でも実施していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に大きい2番目、介護を通して思いやりの心育成、①世代をつなぐ介護予防、中学生の3級ホームヘルパー取得について。

「平成15年3月28日、茨城県美野里町立美野里中学校の1、2年生39名が介護保険施行令のカリキュラムにのっとったすべての課程を見事に修了し、3級訪問介護員（ホームヘルパー）の資格を手にした。周知のとおり、我が国は世界一の長寿国である。他国に例を見ないスピードで進む高齢化に制度や国民の認識が追いついていかない感がある。家族介護の限界や地域の連帯感の希薄さも、寂しい将来を映し出しているのかもしれない。そのような中で、中学生が3級ヘルパーの資格を取得するという全国初の試みが美野里町で実現したことは画期的であった。生徒の養成研修参加の目的は、祖父母の介護に役立てたい、介護に疲れた母を助きたい、ボランティアをしてみたい等、さまざまであった。子供による暴力事件の報道が少なくない今、次代を担う中学生がこんなにもしっかりと介護や福祉について考えていることに驚かされるとともに、心からうれしく思わずにはいられなかった」という内容のことが「月刊福祉」の「福祉サービストレンド」に、社会福祉法人美野里町社会福祉協議会の石川美恵子さんのことが掲載されておりましたが、このことについて何か所見をお聞かせください。

次に、大きい3番の災害要支援者向け通報システム、①災害通報困難者（聴覚障害者等）向けの緊急通報システム導入について。

現在、国・自治体では、ユビキタス・ネットワーク社会の実現を目指し、高齢者や障害者の方を初め、だれもがインターネットなどの情報ネットワークにいつでもどこからでもアク

セスできる環境の整備を進めています。政府の推進する国家プロジェクト、e-Japan戦略IIでは、新しいIT環境の整備として、ユビキタス・ネットワーク環境の形成がはっきり設定されています。

愛媛県新居浜市では、これからの社会情勢を踏まえ、消防本部で携帯電話のメール機能、GPS機能及びインターネット接続機能を活用して、障害を持つ災害弱者の方々の緊急通報をスムーズにする災害要支援者向け通報システム、通称「ガチャ・ピーGPS 119」を導入し、運用を開始されております。新居浜市では、災害通報困難者向けの緊急通報システムとして、昭和63年度よりファクスによる受付体制が消防本部に整備されています。また、独居老人を対象としたペンダント型の通報システムにより、通報を受信した関係者が緊急の必要性があると判断した場合、119番通報により救急車を要請する体制が推進されています。しかし、これらのシステムは外出時の通報に対応しておらず、使用範囲が限定されてしまうなどの問題点があります。今日、消防本部にかかってくる119番通報の約15%が携帯電話からの通報であり——これは愛媛県の新居浜市の場合ですね。杵藤地区消防本部のことを調べていただいたら、平成15年の1月から12月までは7%が携帯電話で通報があっているようでございます。今後、さらにその割合がふえていくことが予想されております。

高機能消防指令センターには、固定電話から119番通報があった場合、即座に地図上に災害点を表示できる発信地表示の機能が設けられていますが、携帯電話には対応していません。災害要支援者向け通報システムは、新指令台とは独立したシステムで、携帯電話のGPS機能を活用して災害点の発信地点表示がパソコン上の地図で確認できるシステムになっているようでございます。これまでのファクスやEメールによる緊急通報の欠点だった手書きや文字入力の手間を解消した画期的なシステムです。

このガチャ・ピー最大の特徴は——ガチャ・ピーですか。後で説明しますので。——操作が極めて簡単な点にあります。利用者は、専用の小さな端末——縦横約3センチ、厚さ1センチだそうですが——を携帯電話に差し込み、緊急か火災かを選択するだけで、これは視覚障害者用は差し込むだけの作業でインターネットを経由し、専用サーバーが氏名や居場所の地図情報、かかりつけの病院などの情報を掲載したメールを自動発信し、消防本部のパソコンに届ける。外出先で使用する場合は、衛星利用測位システム、いわゆるGPSを搭載した携帯電話が必要だが、自宅のみで使用する場合には、GPS機能のない携帯電話からでも事前に登録した地図情報を使用することで通報できるようになっています。

同システムの導入の予算は格安の約460千円で、これにシステム契約料、回線使用料、工事代を含んでいます。市消防本部に管理用のパソコンを配備し、システムの管理運営はNPO法人日本レスキュー支援協会が行う。差し込む専用端末は、同NPOが無償で提供。聴覚障害者や視覚障害者、または携帯電話の操作のふなれな人を対象に、市福祉課や社会福祉協議会などを窓口を受け付けを始められております。日本レスキュー支援協会が事前に聴覚障

害者を対象に実施したアンケート調査では、88%の人が同システムの利用を希望。同市観光課では、旅行先の不安が解消されることで観光の活性化につながると期待されているようです。ガチャ・ピーは他の自治体でも導入を検討されております。

このガチャ・ピーというのは、携帯電話の方に差し込むようになっていっているので、端末をですね、だから、「ガチャ・ピー」というふうになっているようです。

現在、当市において緊急通報システムの導入はされているが、障害を持った方々が安心して外出できるとは言いがたく、行動形態、行動範囲に多くの制約があります。そのためにも、これらの導入についての考えはないのか、お聞かせください。

次に4番目、高齢者等、交通弱者に対する交通対策、①「デマンド交通システム」の導入を図る考えは。

この「デマンド」というのは、辞書で引っ張ったら「要望」ということです。

本格的な少子・高齢化が進む中、当市にとっても避けて通れない問題であります。特に高齢化はどんどん進み、当市でも24%を超えているそうです。そのような中で、市の主要な施設である市役所、商店街、郵便局、病院等は、市の中心部である平野部に集中しております。同様に住民の居住区域も平野部に集中しておりますが、山間部にも居住区域は多く見られます。山間部に居住している人の移動手段は主に自動車であり、市の中心部まではタクシーで移動すると約2千円ぐらい費用がかかってしまいます。路線バスも、朝夕の児童・生徒の通学路線を主に運行され、山間部などはバス停まで遠い場合が多く、また、買い物をして荷物が重い場合や、足が不自由でバス停まで歩くのが困難な場合などがあります。そういう中で、山間部に限らず交通弱者となる可能性が高い高齢者の必要最低限の交通手段確保は、当然考えていかなければならないと思いますが、この交通弱者のための足の確保に対してどのように考えておられるのか。この点に関してはいろいろと弱者の足をということで、当初からずっと質問を何人かの議員もされておられます。

ここでは、新交通システムの導入に上がっている高齢化と過疎化が進む石川県志雄町で、住民の貴重な足となっているデマンドタクシーについて紹介してみたいと思います。

デマンドタクシーとは、あらかじめ定められた時刻とルートを守る点はバスに似ているが、乗客のデマンドに、さっき言いました要望に応じて、適宜変更する乗り合いタクシーのことです。普通ならタクシーで2千円から3千円かかるルートを、1回300円とバス並みの低料金で利用できる上、便数も大幅にふえ、しかも、ドア・ツー・ドアのタクシーの利点を享受できるということでもあります。これは石川県志雄町で協議の結果、決められた300円という、その値段であります。石川県志雄町では、多目的交通システム、デマンドタクシー・アンド・コミュニティーバスを導入されております。石川県志雄町では、このシステムを導入する前には、民間路線バス3路線と、自治体運行バス3路線が運行されていたが、いずれも1便当たりの乗車人員が数名と低迷していました。また、平成13年度に実施された地域交

通アンケートでは、1番目、交通機関が運行されない集落が4集落ある。2番目、路線バスの運行時間帯は、朝、昼前、夕方が主で、運行していない時間帯が多い。3番目が、路線バスとJRの乗り継ぎが不便だった。4番目が、施設利用などの住民の生活行動と連係した運行サービスが図られていないなどの課題が上げられており、経済性、安全性、利便性が共存するような交通システムの抜本改革が求められておったと。そこで、平成15年3月に、国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課、並びに自動車交通局総務課企画室の所管する地域交通改善のためのデマンド交通システムの普及に関する実証実験による国庫補助を受け、デマンドタクシー方式と巡回バス方式の併用連携型の新しい交通システムによる実験運行を行った。4月以降は、町単独事業として引き継がれ運行を行い、現在の利用状況を調査されています。

以上、例を紹介しましたが、このデマンドタクシーについての考え、また、本市として交通弱者のための対策としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

第1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

私の方から、第1回目の水頭議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、ブックスタート事業について、それから2点目が、災害通報困難者向けの緊急通報システム導入事業についてでございます。

1点目のブックスタート事業につきましてですけれども、部長より、この事業の趣旨、それから必要性、効果につきましては昨日申したとおりでございます。それで、平成13年の12月に水頭議員から御質問いただいた折に、子育て支援センターでのサークル活動事業、この中で本事業についての研究、検討をいたしたいと、そういうことを申し上げておりました。これにつきましては、平成14年の県の主催の研修会かと思うんですけれども、それに子育て支援センター、それから保健センターの職員が研修参加をいたしまして、その結果でもって検討、議論をいたしております。

この事業の中身につきましては、趣旨を理解した上で、ブックスタート事業の特徴となっておりますすべての赤ちゃんに本をプレゼントすると、こういうことがあるんですけれども、支援センターにおきましては、平成13年の4月のオープン以来、サークル事業といたしまして月に4回の実施をいたしております。子供さんの対象といたしましては、幼稚園・保育園に行っていない自宅での保育をしている子供さん、それと保護者の方であります。登録数が子供で310名ということになっておりますので、私どもが現在、家庭での保育数というのを660ということで把握いたしておりますので、この子育て支援センターを利用されている子供さん、約半数近くになるかと思えます。その保護者の方ですけれども、250ということで

把握をいたしております。

それで、検討結果で、読み聞かせを充実させようということで、その充実の内容ですけれども、図書館の職員、それから保健センター、それから支援センター、一緒になってやろうと、協力してやろうということで検討をいたしております。それから、読み聞かせのサークル活動をもちろん月4回いたします。時間的には、10時から12時ということで午前中でございます。それから、図書館におきましては、毎週土曜日に本読み会ということで、これはボランティア、サポーターですね、本読みのボランティアの方が、登録で今現在、お話しサポーターということで25名の方が登録をいただいているようではありますが、毎週土曜日に読み聞かせをしていただいております。その参加者が毎回、天候、時期によって違うんですけれども、20名前後ということで図書館の方から聞いております。こういったことで読み聞かせをカウントいたしますと、子育て支援センターと、それから図書館の方で月に4回から5回ございますので、合わせますと8回から9回ということになります。先ほど申しましたように、支援センターに家庭での保育をされている約半数の方がおいでいただくと、そして、健康診断をした折に、帰りに本を借りていただくと。そういうことで支援センター、それから図書館、それから保健センターの職員といたしましても、この読み聞かせの自分たちがやっていることについて十分手ごたえを感じておるということで、このブックスタート事業の意義をこのまま続けて頑張ろうということで、今考えておるところです。

そしてまた、これがデータとしてあらわれておりますのは、御存じのように、13年に市民図書館オープン以来、これは貸出冊数が、日本図書館協会の全国調査の結果によりますと、人口3万人以上4万人未満の全国80の公立図書館の中で、13年、14年と連続日本一の快挙を達成いたしております。このことから、図書館の方でも分析をいたしているようではありますが、やはりお子さんをお持ちの保護者の方ですね、よく子供と一緒に借りに来てくれるということで、鹿島市としては、昨日、中村生涯学習課長から、条件が整えば本事業についての検討をということで申しておりますけれども、こういったことを踏まえまして、どういうふうな展開がいいのか、そういうことで今検討をしておるという状況でございます。

それから、二つ目の災害要支援者向け通報システムの導入の件について申し上げます。

これまで災害時の通報困難者に対する安全確保というのは、家族と地域の助け合いが基本となってきたところであります。災害となりますと、大きくなればなるほど公的な限界があると思います。ですから、今後も各地区での区の組織と消防団、民生委員の連携、協力体制によって、通報困難者に対する日常的把握と災害時の支援、見守りネットワークがどうしても必要と考えておるところでございます。今回、水頭議員から御紹介いただきました携帯電話によります緊急通報システムにつきましても、災害時の通報困難者対策を含めまして、研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

水頭議員の御質問にお答えいたします。

大きな2番、介護を通して思いやりの心育成、中学生の3級ヘルパー取得についてお答えいたします。

鹿島市では、平成8年に鹿島市福祉教育に関する条例を制定いたしております、小・中学校とも福祉教育の推進に努めております。この事業の中で、中学1年生の全員に対しまして、1年間にわたり地域の高齢者や障害を持つ人などと触れ合う福祉ふれあい活動の実施を義務づけております。社協、福祉事務所、区長会、民生児童委員会、老人クラブ連合会、PTAなど関係機関との連携、協力を得ながら実施しているものでございまして、お年寄りの家庭を訪問し、話し相手、草取り、買い物、手紙の交換などの交流やお手伝いなどのボランティア活動の実施をいたしているものでございます。

この事業の目的は、社会生活の中でともに助け合い、一人一人が生きる喜びを味わうことができるよう、ともに生きる力をはぐくむことを目標とした、人間教育の中で大切な部分を担っているものです。福祉教育として、特に児童・生徒が日常生活の中で接することが少なくなってきた高齢者、障害を持つ人との出会いをすることによりまして、その体験を通して生命の尊厳について学び、人と人のかかわりや支え合うことのすばらしさを体験させているものでございます。

美野里中学校の取り組みについて御紹介いただきましたが、事業の目的は、地域の福祉の向上と生きる力の育成、並びにボランティア精神の向上を図るものでありまして、鹿島市の福祉教育の取り組みと全く一致するものと考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、第4点目の高齢者等、交通弱者に対する交通対策として、デマンド交通システムの導入を図る考えはないかという御質問に対してお答えをいたします。

これまで多くの議員さん方から、コミュニティーバスなどの導入について質問をお受けいたしました。この中では、新たなバス制度の導入につきましては新たな負担が伴うということで、現状ではなかなか厳しいというお答えをしてきたところでございます。しかしながら、将来的には現行のバス制度を含めた全体的な見直しは必要であろうということも、また答弁をしてきたところでございます。

今回提案がっておりますデマンド交通システムにつきましては、情報化社会の進展に合わせた新しいシステムであるというふうに思っております。これまでのバス運行について見

れば、乗客があるのかないのかは現地の停留所へ行ってみなければわからないということから、乗客がゼロの状態でも一定区間を定期的に走らなければならないという、非常に非効率的な面がありました。一方、このシステムを導入すれば、予約のないときはバスを走らせずに待機させておくことができるということで効率的な運営ができるし、また、タクシーでの運営を行えば、家から家ですね、いわゆる戸口から戸口へのサービス、あるいはまた地図情報システムなどを活用することによりまして、いつでもどこからでも乗車できるということも可能になるわけでございます。

しかしながら、このためには基本的には利用者側、そしてまたバス・タクシー会社などの事業者側、その双方において一定の情報システムの基盤整備というものが必要であります。そういうことで、国土交通省におきましても、平成13年度から運輸政策研究機構に実験を委託しまして、NTTなどの情報通信会社が実施者となって、このシステムの実証実験を全国の何カ所かで行ったということを知っております。

したがって、このような状況でありますので、一体この鹿島地区でどれくらいの利用者の方がいらっしゃるのか、そしてまた、導入事業者の方についてもどのようなお考えなのかという、まだまだ不確定な部分もございます。そしてまた、実際この事業をしていくには多額の、いわゆるそういった情報機器の整備等も必要かと思っております。聞くところによりますと、多いときには何千万円という投資が必要であるとも聞いております。そういう中でありますので、この場では、これを直ちに導入するように検討いたしましよと、そういった御返答はここではできないということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

御答弁ありがとうございました。

福祉行政のブックスタートの件ですけれども、現在いろいろと、読み聞かせですか、を図書館等いろいろな面でやっているということ、いろいろ数字を出されながら今説明していただきました。

読み聞かせというのは、もちろんこれが趣旨であるんですけれども、このブックスタートの本来の意味というのは、いろいろ今さっき申し上げたとおりでございます。さっきも言ったとおり、本をこの中で、さっき言ったのは、行政が子供に絵本を無料で配るという運動ではなくて、親子が絵本を介して言葉と心をはぐくみ、また地域とのかかわりを持って健やかに育ててほしいというメッセージを、一人一人の保護者に丁寧に伝えながら手渡すことが重要ということ、さっきも述べましたが、実は今、鹿島市は市制50周年事業ということで、いろいろ取り組みをされております。そういう中で、伊万里市が、実はこの前、さっき言っ

た8の中の一つと思うんですけど、伊万里市がこのブックスタート事業を始められています。

ここに、伊万里市の方からいただいた事業の内容と目的、それから具体的な内容あたりをちょっと読ませていただきますと、「市制50周年を機に、全国的な広がりが見込まれているブックスタート事業を開始し、物心が芽生える前の乳児に絵本等の読み聞かせをすることにより、親子が心を通い合わせ、子が親を信頼する心をはぐくむとともに、保護者が地域に支えられているという実感を喚起させる。また、知識の宝庫である本に親しむ子供の育成を図る」というのが趣旨、また目的であるし、この内容としては、新生児及びその保護者を対象に、3カ月健診時に事業主体が選考した乳児用図書2冊と、アドバイス書等を専用バッグに入れて配付する。その際、ボランティアの協力を得ながら、事業の趣旨、読み聞かせの方法等を説明し、周知を図ると、こういうふうに伊万里市では図られております。この事業を取り組むに当たって、かなり時間をかけられているようでございます。

平成13年の12月に僕が質問した折には、このブックスタート支援センターの佐藤いづみさんという方の紹介をしたんですけども、今回、伊万里市でもこの佐藤いづみ氏講演会で、ブックスタートを始めようということで講演会がされていますし、いろいろその取り組みをされて伊万里市も現在に至られていますし、積み重ねが大分されているようでございます。そういうことで、あと詳しい、ここにですね、それから、いろいろとるるにわたっては、きのうもいろいろと答弁をされているし、とにかく意義でもわかっていたいて、そして、なかなかすぐとはできなくても実現する方向にいただければ幸いではないかと思えます。よろしく願いしておきます。

次に、介護と思いやりの心育成ということで、平成8年から福祉教育推進に努めているということで、1年間にわたり福祉ふれあい運動ですか、も進めているということで答弁され、また美野里町と同じあれでやっておられるということをお答えいただきました。

ここに実は、美野里町から資料を取り寄せまして、その中で、実際に中学生の1、2年生の方がこの事業に参加して福祉のことについて作文を書いておられるわけですよ。それを2回目にちょっと御紹介してみたいと思えます。

ある中学生が、「3級ホームヘルパーの資格って中学生でも取れるんだよ」という題で書かれておられるんですけども、「総合学習の時間、福祉のことについてお話を聞いていたときでした。その言葉が耳に入った途端、ホームヘルパーになりたいと思いました。世界じゅうには、病気にかかっている人たちがたくさんいます。私の夢は、医療関係の仕事につき、そんな人たちを助けることです。ホームヘルパーになることで、その夢に少しでも近づけたらいいなというのが資格を取りたい理由です。そして、資格を取ったら、私ができる限りのことを精いっぱいやりたいです。大したことはできないかもしれないけれども、介護を受けた人に喜んでいただけたらとてもうれしいと思えます。また、私たちが資格を取ることで、

たくさんの中学生が福祉について考えてくれたらいいなと思います。今の福祉の状態は、よいと言えないと思います。介護保険もできて介護が受けやすくなったのは確かですが、それでもお金がかかってしまうのです。そのため、満身に介護を受けられない人が大勢いるのです。私は、介護を受けたい人全員に受けられるようにできたらいいなと思います。私は、将来日本が福祉のことで一番進んでいる国になってほしいのです。今の日本は、高齢社会という問題を抱えています。それを解決するためにも、福祉のことを考えてほしいと思います。また、中学生も福祉について関心を持ってほしいと思います。中学生ホームヘルパーがたくさんいたら、介護を受ける人もうれしいと思います。中学生でホームヘルパーの資格の取り組みは、美野里中学が全国が初めてということを知りました。これがたくさんの中学校に広がるためにも、これからしっかり勉強してホームヘルパーの資格を取りたいと思います」中学生がこういう作文を書いておられましたので、紹介します。

とにかく今、心の教育というのが叫ばれている中で、いろいろとその取り組みはあると思うんですけども、これはほんの一例でございます。近くには、長崎県の大村市も取り組みをされています。こういうことで、何とか参考になればと思って紹介をいたしましたけれど、何か教育長からでもあったら御答弁をよろしくお願いします。

次に、災害要支援者向けの通報システムということで、現在、災害通報困難者に対して、地域でも連携して見守りネットワークとか、いろいろ地域との連携でやっているということで、今御答弁をいただきました。

このシステムの概要とか、いろいろなものは、上げていますので、大分この資料等も読まれたと思います。我々はやっぱり、災害を受けられ通報が困難な方に対して、障害者とかの方にどう取り組みをしていくかというのが一番大事なものだし、鹿島市に対しても、緊急通報システム、これは確かにあります。これは要するに、視覚障害者とか聴覚障害者の障害者のためとは若干違うんじゃないかと思います。私は、障害者の困難な方にどのようにしていったらいいかということ、今回取り上げさせていただきました。

導入の効果あたりも、さっきも申しましたけれども、特に障害ですね、聴覚障害者の災害通報困難者の方々は、緊急通報をしようとするときに、この場合には自宅にファクスとか整備はされているわけですね、この自治体には。で、119番をすることでできたけれども、外出時に突然気分が悪くなったり胸が痛くなったりしても、その場にファクスがないと救急車を呼ぶことができませんでした。このような状況では、障害を持った方々が安心して外出できるとは言いがたく、行動形態、行動範囲に多く制約があります。そういう中で、今回、災害要支援者向け通報システムを導入され、そしてこの端末を持ち歩けば、いざというときに簡単な操作で救急車を要請することが可能になると。また、高齢者にとっても緊急時に自分の居場所がうまく説明できない場合、システム端末を持って歩いていれば、GPS機能により地図上で自分の居場所を消防本部に伝えることが可能になるということであり、市

民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを推進する上では、この災害要支援者向け通報システムは、有効な緊急通報通信手段ではないかと思えます。今後、導入地域が多くなってくると思いますが、それに従ってシステムの有効性も高まってくると思われます。どうか、今回参考までに申しましたが、検討していただければ幸いじゃないかと思えます。

最後に、デマンド交通システムの件で、課長が今答弁された中で、現行のバスの見直しに迫られて、新しいシステムが必要であるということは、御答弁の中でされました。確かに、これは情報機器、それからまた今さっき答弁された利用者がどれくらいいるか、そういう調査は確かに必要。また、特にこの情報システムの基盤整備に関しては、かなりのものが要ると思えます。それはここで、ただ例えのあれで今、石川県の例を紹介しましたが、例えば、鹿島版といいますか、当市にとってどのようにしたら交通弱者のための足の確保ができるかということ、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。今のデマンドという言葉を使って言ったら、例えば、山間地のバス停まで遠い方にこのデマンドを使うとか、それから、高齢者の方が地域の買い物をされる方に対しても、そこまで、例えば病院、それから、例えば、今の買い物なんかするときも、なかなか不便を感じられている地域もいっぱいあります。そういう中で、このデマンド的な考えを使えば、何とかできるんじゃないかと思えます。

これを基盤整備とかやったらかなりの金が必要ということは、重々承知の上で今回質問させていただいています。ただ、そういう例を挙げながら、とにかくこういうにしたらどうだろうかということで今回質問しています。そういうことで、何かあったら所見、また答弁等もよろしく願いいたして、2回目の質問を終わりたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

中学生の3級ヘルパーについて、私の考え方をということですので。

先ほど、茨城県美野里町の取り組みは、私は、中学生が3級ヘルパーを取得するというこの全国初の試みとしましては、正直、画期的であるというふうに思っております。次代を担う中学生ができるだけ早い段階から介護、あるいは福祉の心を育てるためのいわゆる具体的なアクションとして幾らかの課題を克服されながら、こういう取り組みをされているということそのものに、参考とさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、水頭議員が申されることは、その3級の資格が取れるということが目的ではなくて、あくまでも勉強、あるいは研修の過程に意義があるというふうに言われているような感じがいたします。そこで、先ほどのような、私どもが今現在、条例を制定してやっております福祉教育の目指すところとつまるるところは一致するというふうにとらえているわけであり

したがいまして、今回の御質問は、私は一つの提言として受けとめさせていただきたいと思いますが、中学生がそういう資格を取ってでもという気概を持つような、現在の市内小・中学校の重点授業として今やっている福祉教育の充実というものを一層充実させなくては行けないと、趣旨を生かしていかなければならないというふうに、また改めて思っているところであります。

紹介をされました事例でも、社会福祉協議会等の出番がかなりあるようでありますね。当市で行っております福祉教育も、やはり学校だけでなく、そういうさまざまな機関の方々、あるいは立場の方々と連携をしながら進めている事業でもありまして、しかも、希望制ではなくて全部の子供たちを対象にしているというのが特色であります。つまり、美野里町の例をそのまま鹿島市に当てはめようとするれば、やっぱり時間割りの問題であるとか、あるいは就労を目的とするというような課題であるとか、かなりこの福祉教育の分野と重複をする内容でありますので、今回の考え方も多いに参考にしながら、一人でも多く自主的な動きをする子供たちが育っていくような取り組みの質を高めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

これまで、先ほど言いましたように、いろんな御提案をいただいております。例えば、コミュニティーバスを導入したらどうかとか、あるいは福祉バスを導入したらどうかというようなことで、いろんな提案をいただいております。今回のデマンドバスの交通システム導入につきましても、今後、現行のバス制度を含めた全体的な見直しの中で、一つの参考意見として考えをさせていただきたいと思っております。

それから、現在私どもの方では、とにかく通信基盤の整備ということで、CATVのケーブルの敷設を14年度、15年度で完了したところでございます。そういうことで現在、ようやく第1段階の目標としておりました1,500件以上の加入申し込みが出てきたと、そしてまた、インターネットにつきましては420数件の申し込みがあったということで、徐々にではありますけれども、そういったことで加入がふえてきていると、そういうことで、まずは加入者の方がたくさん入っていただくという中で、それが達成できれば、また活用をした新たなシステム等の開発もできるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

3回目の質問をさせていただきます。

先ほど来ずっと、いろいろ質問してまいりましたが、一つ、この災害用の支援向け通報システムについては、いろいろ資料等を上げていますので、ぜひですね、これはそんなにお金は極端にはかからないということで、資料等もやっています。何か年間にここの資料を読めば約700千円ということで、いろいろ具体的に書いてあるのは上げていますので、ぜひ御検討のほどよろしくをお願いします。

それから、この美野里町の問題ですけれども、さっき教育長言われた課題等もいろいろあって、それだけ紹介して終わりたいと思います。ここが、美野里町が実は心の教育で、ピアカウンセリングを取り入れていたわけです。ピアというのは以前から説明あたりをさせていただいたんですけれども、仲間同士でカウンセリングというか、ピアって仲間ですね。こういうあれで、ピアサポーターの育成ができる生徒を養成しようということで、これに社協の人が、石川さんですか、見えられて、こういう関係でこの事業というか、これの3級ヘルパーの話が来てなったということでもあります。

いろいろ問題点がありまして、とにかく社協のねらいとしては、町の福祉ボランティアに登録して、福祉ボランティアとして活躍してもらいたいという願いもあったようですが、中学生は勉強と部活という忙しい毎日を送っているということで、資格を取る過程で、相手に対する思いやりの大切さを学ぶことができることがこの養成講座のすばらしいことだ、すばらしいことということがメリットであり、ただもう一つ、デメリットと申しますか、課題というのがあります。平成15年度の2学期からは、高齢者とともに学ぶという試みをしていただき、ますます思いやりの心を育つものと期待しております。

しかし、課題も幾つか出てきましたということで、一つ目が、70時間ある総合的な学習の時間のうち、10時間を3級ヘルパー講座に当てると、受講者の生徒に、ほかの生徒と同じことをさせたいときにうまくいかないこと。二つ目は、土曜や日曜の講座と部活の練習試合や地方大会がぶつかること。欠席した場合は補講を行っていただきますが、生徒の心の負担も大きくなっていったということ2点がですね、やっぱり課題もあります。

そういうことで、今回この美野里町の件を取り上げさせていただきましたけれども、さっきも紹介いたしましたとおり、近くでは長崎県の大村市でも取り組んでいます。この大村市のとも何か参考になればと思って、ここに資料等もしていますけど、どうかこのあたりも何とか大村市あたりでもやっていますので、ぜひこの点も御検討いただいて、何かできるも

のがあったら、ぜひお願いしたいと思って今回取り上げさせていただきました。そういうことで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で、4番議員の質問を終わります。

次に、6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく3点についての質問です。

まず、学校給食について。2点目に、学校評議員制度について。3番目が、少年体験活動事業、この中で、各種派遣事業の補助金について。それから、むつごろう探険隊の存続について。以上の大きな3点についての質問をいたします。

まず1点目、学校給食についての質問です。

学校給食については、自校式、センター式があり、全国で実施率は小学校で約99%、中学校になりますと地域格差が生じ、約68%となっています。学校給食法では、学校給食の目的が、1、食生活の正しい理解と望ましい習慣を備えること。2番目に、学校生活を豊かにし、明るい社交性を身につける。3番目に、食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進を図る。四つ目が、食糧への生産、配分、消費について正しい理解をすると、この四つがうたわれております。

本市では、センター方式による完全給食が実施され、成長する子供たちにとっては、栄養のバランスのとれた給食は大変重要であり、学校給食における食育は大きな意義があると思っております。しかし、財政事情や残飯の処理問題、あるいはアレルギーを持つ子供への対応などの課題も出てきます。

そこで、次の5点についてお伺いをいたします。

1点目、給食残渣の処理についてです。

小・中学校では、食べ残しの量もかなり出ているということですが、その処理、またセンターでの調理残渣の処理はどのようにされているのでしょうか。本市における生ごみの処理は、家庭におきましてはコンポスト、EMぼかしを使つての堆肥化、それから小型電動生ごみ処理機を使つての堆肥化。鹿島市の浜の方であります新方団地、あるいは古枝のサンコーポラス、これは雇用促進住宅を対象にして大型の電動生ごみの処理が行われ、これらの生ごみを堆肥化するなど、生ごみのリサイクルが行われております。

このように、各家庭、あるいは大きな団地等では生ごみの堆肥化ということで処理をされておりますけれども、各学校、センターの生ごみの処理についてはどのような方法があるのか。また、リサイクル処理の考えはないのか、この点についてお尋ねをいたします。

それから、2点目の食物アレルギーの対応についてでございます。

このアレルギーを持つ子供たちの食生活については、家庭においては気をつけることができますが、給食によるアレルギーに不安視する保護者の声が聞かれます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたしますが、本市における食物アレルギーを持つ児童の実態調査はされているのか。また、アレルギーを持つ保護者の給食に対する要望を把握されているのか。二つ目に、食物アレルギーに関して、教職員、調理師の知識は十分であるのか。また、これらに対して具体的な研修などが行われているのかをお尋ねいたします。それから三つ目ですけれども、アレルギー除去食というのがいろいろな学校で、これは自校式の給食があるところで行われているんですけれども、アレルギー除去食の調理についての検討はなされているのか。以上の三つについて、アレルギーのことについての質問です。

次に、3番目ですけれども、③になりますが、地場産品の取り扱いについてお尋ねをいたします。

学校給食への地産地消という点から、給食への地場産品がどれくらい使用されているのか、どのような品目が使われているのかということです。この件に関しましては、以前一般質問の中で、何名かの議員もされておりましたけれども、以前の答弁では、学校給食会との話し合いが必要であり、使用量、使用品目等に課題があるということでした。安全で安心の生産者の顔の見える農産物の給食への利用は、保護者にとりましても望むところでございます。この点についての御見解をお聞かせください。

次に、4点目ですけれども、食文化を伝える点においては、郷土料理をメニューに加えることも大事な給食による食育と思っております。郷土料理には文化的な食生活、あるいは食べ物に対する工夫や知恵が秘められていると思っております。食文化を知る上で大変重要と思しますので、年間どれくらいの郷土料理がメニューに加えられているのかをお尋ねいたします。

それから5点目ですけれども、これは給食費の収納状況についてでございます。

この納付がスムーズに行われているのか、何か問題はないのか。集金不能という点があれば、それは何が問題なのかをまず大きな1点目としてお尋ねをいたします。

次に、大きな2点目です。学校評議員制度についてでございます。

学校評議員制度を全国市町村で見ますと、制度が開始されてから1年後、平成13年4月には21.2%が取り入れ、昨年7月の時点では、全国64.2%の市町村立の学校が設置をされているということです。これは年々広がりを見せているというところでもあります。この制度は、学校は保護者や地域住民の意向を把握、反映し、協力を得、開かれた学校づくりを一層促進し、適正な学校運営が図られていくことにあるとしています。制度設置は学校としての説明責任を果たし、校長は、評議員の人選や役割を明確にすることが重要であると言われております。

現在、学校では、子供や教師にさまざまな事件や問題が起きています。開かれた学校づく

りには、地域住民の協力は大きな力であり、家庭、学校、地域は3者一体となって子供を育てることが教育の基本となってきます。本市においては、制度そのものがまだ広く市民に理解されておらず、活動状況が把握しにくい状況にあります。

そこで、次の4点について質問をいたします。

まず1点目、制度の目的と概要をお知らせいただきたい。それから、本市の設置状況。3点目、学校評議員の活用と現在の取り組みの状況。また、どのような機能が学校評議員によって発揮されているのかですね。それから4点目、PTA既存の組織との関係、活動状況。以上の点について御所見をお伺いいたします。これが大きな2点目です。

それから、大きな3点目です。鹿島市少年体験活動事業についての質問をいたします。

本市の青少年活動については、鹿島市子供クラブ連絡協議会を初め、青少年育成会議と青少年育成事業にも、大きな支援のもとに活発な活動が行われております。中でも、少年体験事業として農業体験、漁業、林業体験、それから職場体験、干潟体験を初め、環境や文化的な体験と数多くの事業が行われているところです。先日は、この本会議場を使いまして、子供の子供議会等も行われました。あらゆる分野での体験を通したふるさとのよさを再発見をしたり、生まれ育った郷土を改めて誇りに思う心をはぐくんだり、目的はさまざまです。いろいろな体験を通して、子供の意見をまちづくりに反映させるという試みは大切なことだと思っております。

そこで、各種の派遣事業の補助金についてでございますが、この事業については、青少年育成事業として、国内、国外への派遣事業があると思っております。これらの事業内容と補助金額はどれくらいなのかということをまず1点目にお尋ねをいたします。

また、これらの事業の中でも、今年度20回目となりましたむつごろう探険隊の存続についてお尋ねをいたします。

この事業は、昭和60年8月の9日から12日までの3泊4日の沖縄本研修を第1回鹿島市少年の船として、スタートをいたしました。市内5、6年生を対象に、平和教育、団体生活、友情や仲間づくり、他市の子供たちとの交流、そのそれぞれの体験することで、鹿島市民の一人として自己研さんをしていくなど、意義深い研修だと思っております。4回から5回の本研修までの事前研修で、仲間意識を強くして、リーダーのもとで団体生活、あるいは団体行動を身につけ、本研修へと臨みます。これに参加するに当たりましては、保護者の経済的負担も大きくありましたが、親にとっても子供が4日間初めて親元を離れて仲間たちとともに行動し、いろいろな体験をさせることについては不安を抱きながらも、この研修を終えて帰ってきたときには、短期間ではありましたが、我が子が大きく見えたというふうな感動をしたことを覚えております。皆さんの中にも、自分のお子さんをこの少年の船、体験事業に参加をさせた方もたくさんいらっしゃると思っております。1回から10回までを鹿島市少年の船として沖縄への研修、11回から15回までは目的地は同じ沖縄ではございますけれども、

名前がむつごろう探険隊と変わりました。16回から20回まではむつごろう探険隊として、北海道への本研修が行われてきました。そして、ことしで20回目を迎え、総参加人数は約1,700人の子供たちが、沖縄や北海道への探険事業に参加をしております。以前は、この議会の方からも文教厚生委員の一員として、副団長という立場で数多くの方も参加をされていると思っております。

この少年の船の事業に第1回に参加した子供たちは、今は32から33歳ぐらいになっております。今では鹿島市のいろいろな面でのリーダーとして、多くの子供たちが活躍をしております。この事業については、保護者にとっても子育ての中の大変意義ある1ページでもあり、子供たちにとっても心に残る思い出として、現在の自分に生かされていると思っております。この事業の存続は、本市の財政事情はあるとしても、続けるべきだと考えます。当局の御所見をいただきたいと思っております。

子供が少なくなっていく中、市内6地区の同年が仲間をつくり、リーダーシップを養っていく重要なことだと思っております。この子供たちが高校生や社会人になってからも友情が続いているということもたくさんあります。同じ市民として、めぐり会ひのきっかけをつくるこの事業は、大きな役割があり、今後も続ける価値は大いにありますので、御所見をいただきたいと思っております。

これで、まず1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

山口議員の1回目の御質問にお答えいたします。

1番目の学校給食についてお答えいたします。

まず最初に、給食残渣の量、また処理についての御質問でございます。

現在、毎日、第1調理場、第2調理場で約50キログラムの残渣が出ております。食材として、毎日300キロから400キログラムの材料を仕入れるわけですが、約10%は残渣となっております。キャベツの芯、タマネギの表皮とかニンジンの切りかすなどがございます。残渣の処理につきましては、生ごみ回収で処理をいたしております。また、このほかには、学校で飼育しております動物のえさとして、キャベツの皮とかニンジンの切りかすなどを学校の方に提供をいたしております。

残滓でございますけど、毎日25キログラムが残滓として学校から給食センターの方に戻ってまいります。残滓の処理につきましては、市内で動物を飼育されている方に提供をいたしております。

コンポストの設置につきましては、現在給食センターはウエット方式からドライ方式への施設改修等の課題も抱えておまして、財政状況を見ながら検討したいというふうに考えて

おります。

2番目の食物アレルギーの対応についてでございます。

毎年、学校では4月に保健調査を実施いたしまして、アレルギーの実態調査に努めております。調査表に保護者から通信欄を設けまして、ぜんそく、アトピー性皮膚炎の症状のほか、その他のアレルギーについて調査を実施しておりまして、この中で食物によるものは食品名を記入し、その対応策につきまして保護者からお知らせをいただいております。学校が知っておく必要があることについての把握に努めております。現在、食物アレルギーとして対応をとっている児童数は12名でありまして、その原因となる食材につきましては、牛乳、卵、大豆などがあります。その他の食アレルギーの原因となります食材につきましては、そば、ゼンマイ、タケノコ、サバ、クルミ、キウイフルーツ、エビ、イカ、タコ、生ガキ、アサリなどが上げられております。

学校給食におけますその対応といたしましては、保護者に対しまして、使用食材のわかる献立表の事前配布の実施、担任の教諭の指導によりまして、その原因となります食品の除去、そして牛乳の使用停止などで対応しております。食物アレルギーに関する研修会の開催などは特にあっておりませんが、学校給食に関する冊子の購読によりまして、情報収集をいたしております。アレルギーの原因となります食材を学校給食から外すというようなことは、品数が多いということもありまして、現在の施設、人員体制の中では考えておりません。

地場製品の取り扱いでございます。

現在、昨年度からふるさとの食の日を実施しておりまして、80%以上の地産地消を努めております。地場製品といたしましては、キャベツ、ネギ、タマネギ、ホウレンソウ、キュウリ、里芋や牛肉、鶏肉、豚肉などございまして、ふるさとの食の日以外でも約50%の消費となっているところでございます。郷土料理のメニューといたしましては、うま煮、肉じゃが、キュウリのゴマあえ、昆布あえ、タマネギカレー、ゴーヤチャンプル、ナスとカボチャのみそ汁、レンコンと大豆のみそ煮、ホウレンソウ、白菜のゴマあえなどとなっております。年間のメニュー加筆については、ちょっと数えたことがありません。大量調理と3時間の調理時間においての郷土料理のメニュー作成ということに対しましては、大変現場としては、選択に苦慮をいたしております。

給食費の収納状況でございます。

15年度の未納状況は68件、129万2,230円となっております。過年度未納者につきましては、文書による催促とか臨戸徴収、現年度につきましては、2カ月以上の未納者につきましては学校からの納入依頼、そして年度末になりますと、学校長からの指導による集金等で、学校現場でも御苦勞をいただいております。

大きな2番目の学校評議員制度についてお答えをいたします。

目的と概要、これにつきましては先ほど山口議員からも申し上げられましたように、学校、

家庭、地域が連携協力し、地域社会に開かれた学校づくりを進めることによりまして、特色ある教育活動の展開ということが目的になります。学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域社会の連携、その他、校長が特に必要と認める事項について適正に学校運営を行うことを支援することを概要といたしております。

鹿島市におきます設置状況でございます。

平成14年1月からすべての学校で配置をいたしております。各小・中学校とも3名で配置でございますけど、西部中学校につきましては、4名の評議員さんを設置いたしております。評議員さんの任期は最長3年ということでございまして、ことしの4月からは、16年度からは2代目の方が就任されておられる学校がほとんどでございます。学校評議員さんは、保護者や地域住民の中から幅広い分野から選任をいたしております、保護者や地域住民の方を校長が推薦し、教育委員会が委嘱するというものでございます。

活用と取り組みでございますけど、年3遍から5遍、3回から5遍程度の会議を開催いたしております。個々による面談、また評議員さん合同での学校との意見陳述という、意見交換というふうな会議の方法をとっております。

評議員さんから意見を聴取した事項といたしましては、学校の教務目標、方針についての意見、教育課程、学校評価、生徒指導、進路指導、地域との連携協力、学校の危機管理などについて意見を求めています。取り組みの事例といたしましては、学校開放、フリー参観の実施について、また児童の地域での様子、生活ぶりについて、学力向上などについて意見を求めて、意見をいただいております。

既存の組織と関係でございます。

現在、PTAの会員につきましては、評議員としては委嘱をいたしておりません。PTAの席上で意見を述べられる機会があるということで、原則、PTAの会員さんにつきましては、評議員として委嘱をいたしておりません。人選につきましては、地域住民等の多様な意見を把握し、学校運営に反映するという趣旨に基づきまして、できるだけ幅広い分野から選任が必要となっております。その際、特定の個人や団体の代表は校長の判断を制約する場合がありますので、適当ではないというふうに考えております。また、学識経験者などが指導的、専門的な立場での勧告や建議を行うことは目的といたしておりません。PTAの会合は、当然でございますけど、この評議員会で申せられました意見につきましては、学校側も校区内の会合にできるだけ出席をいたしまして、学校評議員さんの意見が反映できるような要望、協力依頼を実施しているところでございます。現在のところ、4年目を迎えますけど、現在の課題といたしましては、評議員さんの適材の確保、また会議開催の時間調整等が上げられております。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは、3番の鹿島市少年体験活動事業についてということでお答えいたします。

二つあったかと思えます。まず1点目が、青少年育成事業としての国内、国外での事業はどんなのがあるか。2点目がむつごろう探険隊について、財政事情があるが、所見を聞きたいということだったと思えます。

1点目の国内の事業ですけれども、鹿島市で取り組んでおりますのは、むつごろう探険隊であります。補助金は1,800千円です。次に、国外ですけれども、鹿島市が直接やっているものではありませんけれども、県の子供クラブ連合会があります。それが訪韓の翼、春休みに4泊5日だったと思えますけれども、韓国の方に行っております。これに対する助成が25千円です。15年度は1名参加をしております。

次に、むつごろう探険隊の今後についてですけれども、始まりが市制施行30周年を記念してスタートしております。昭和60年の8月9日に第1回鹿島市少年の船が沖縄に向けて出港をしております。ことしで20回目でした。20回といいますと、人間に例えれば、二十の成人ということになりますので、一つの区切りをつけるにはいい時期じゃないかということです。それから、市町村合併とも関係しますけれども、合併できれば存続の方向で、できなければ、これに限らず補助金全体についての見直しというのが当然出てくると思っております。それで、担当課としましては、子供たちが帰ってきました帰港式での子供たちの充実した顔、それから保護者の満足した顔、そしてスタッフの達成感のある顔というのを見ますと、何とか継続ができればと考えているところであります。ただ、継続する場合でも、目的とか内容、場所などについては、幅広く議論する必要があると考えているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

御答弁をいただきました。

私は、教育委員会の方が主な内容での質問でございますので、こちらの方からばかり答弁をいただいておりますので、少しこちらの方からの答弁もいただくために、2回目の質問をさせていただきます。

まず、学校給食については、それぞれの父兄とのアレルギーを持つ子供については、それぞれ学校と家庭との密な連絡をとり合っているようであり、それから栄養士さん、先生、家庭とのいろんな勉強会もなさっているようでございます。ただ、郷土料理についてはたくさん挙げていただきました。これは郷土料理というよりも、学校のもともとのメニューにふさわしいというふうを考えております。私が申しております郷土料理というのはですね、鹿島で言えば、季節にありますだご汁とかですね、それから冬場になりますとフナん子食いと

かですね、いろいろな郷土料理、鹿島にしかないような料理があると思います。こういうものをですね、昔から先人の食べ物に対する知恵と工夫によってつくられたような郷土料理のメニューはないか、どれくらいあるのかということでございます。

先ほど御答弁いただきました料理についても、郷土料理と言えるものもありましたけれども、ゴーヤチャンプルは私は沖縄の料理と思っておりましたけれども、今、鹿島市でも地場産品の利用ということで、ゴーヤ、これレイシーと言うそうですけれども、これをたくさんつくっていらっしゃいますので、地場産品の利用の中での郷土料理に匹敵するというふうな理解をしてもいいかとも思いますが、昔からあるですね、家庭の中で食べられてきた、それから年に何回としか食べられないような郷土料理ということについて、もう1回わかりましたらお答えをいただきたいと思います。地場産品の取り扱いについては、今、80%の産物を利用しているということでございますので、これがやはり地産地消というのは幅広く言われておりますので、できるだけ目に見える安心で安全のあるそういうものを、学校給食に今後も利用されていくことを大きく望んでおります。

それから、学校評議員制度でございますけれども、これ制度そのものが、私たち地域住民には知らされていない、知らないのかもしれませんが、よくPTAの役員さん、あるいは「あの人は評議員さんですよ」というようなことを聞きますけれども、住民にとっては、どの方が評議員さんで、どの方がPTAの役員さんかというところの区別ができておりません。それで、これはPTAの活動、学校の活動についてはPTA会報、あるいは学校での学校だよりというのがありますけれども、評議員さんの活動状況、校長先生がいろんな諮問をされるということでございますので、その点については、年に何回となく評議員の方々の活動状況なども広報された方がわかりやすいんじゃないかと思っております。地域ではいろんなことが起きて、地域の人たちを含めての子供たちを育てることが言われております。そして特に、近年、先ほども出ておりましたように犯罪、あるいはいろんな事件が起きております。やはり子供を守るためにも、学校の中の様子、それから地域の様子というのはそれぞれの地域の住民がみんな知っておく、大体の——大体やなくても全部ですね、いろんなことを学校については知っておきたいという思いがあります。学校に児童・生徒をやっている家庭はPTAだより等が学校から配られますので、様子がわかりますし、学校のことはいろんな面で広報紙でわかりますけれども、地域住民にとっては、学生もいない、児童もいないというところでは、なかなか学校の様子を知ることができません。せっかく評議員制度というのがありますので、こういう方々の活用をされて、こういう方々のいろんな力を発揮されている部分をお知らせいただくための方法をとっていただきたいと思っております。

それから、大きな3点目の鹿島市少年の体験事業等についてでございますけれども、各種派遣事業というのは、国外では県子連の少年の翼というのが毎年1名ないし2名がいろいろ参加をしていると思います。このむつごろう探検隊につきましても、先ほど課長の答弁では、

補助金の見直し、合併がなければ、これを見直さなければいけない時期だと、20周年、二十ということで、これは区切りをつけるというようなことでございましたけれども、担当課としてはやはり続けていきたいというふうな希望も持っていらっしゃいます。私はこれを20年の二十だから区切りということは余り言ってほしくなかったなというふうに考えます。それは今、財政事情がこういうふうでありますので、少年の船の事業を1,800千円をかけてやるのがいいのか悪いのかと聞かれたら、私は1,800千円かけてでもやって続けてほしいと思います。というのは、子供も年々児童の数も減っております。少子化ということでですね。こういう子供たちをやっぱり鹿島のこの地に残したいという思いが私たち親にはあります。それで、こういういろんな体験を通して、ふるさとのよさ、ふるさとを誇りに思う心は、先ほど水頭議員も心をはぐくむというようなことを言っていらっしゃいましたけれども、やはりそういう気持ちを持たせるためにもこういった事業はなくされない方が、存続してほしいと思っております。予算獲得をよろしくお願いをしたいと思っております。これはもう声を大きくして言いたいと思っております。やはり見直さなければならぬところは見直して、これは続けるべき、大いに続けていくべきだというようなところは、声を大きくして言ってほしいという思いがしております。

それから、先ほど私も体験事業の中でいろんな体験事業というのがあるということをお申しましたけれども、その中で、職場体験というのもあったと思っております。それから、先ほどの福祉に関する福祉事業というの、各家庭に行つての、これはもういいことをされていると思っております。お年寄りとかひとり暮らしの家庭に行つていろんなことを力になってやって、お手伝いをしてやるということは大変いい福祉事業だと思っておりますが、この体験事業も、今、農業体験、漁業体験、それからいろんな体験があります。その中で1点だけ、今度こちらの方から御答弁をいただきたいんですけれども、体験事業の中で、今いろんな体験事業がありますけれども、干潟体験事業というのをやってらっしゃいます。幼稚園から児童・生徒に至るまで、干潟のガタリンピック会場で干潟体験が行われておりますけれども、近年、市内のそういった子供たちの体験はもちろんですけれども、ガタリンピックの効果というんでしょうかね、そういうことで遠くからもたくさんの方が干潟の体験にお見えになるということは、もう皆さんも御存じだと思います。

そこで、市内の小・中学校、園児というのがあるところで利用しているわけですが、2年前でしたかね、温水シャワーがつけられたと思っております。それで、私はシャワーはただかと思っておりましたけれども、これは使用料が入っているということで、例えば、学校なんかでの体験事業をされる時にもシャワーの料金を取られているのか。それとも、小さい保育園児、小さい子供たちが使うときもシャワーの料金をいただいておりますのか。それがどういうふうなことに使われているのか。また、あそこには入場料というのが何かあるらしいということをお聞いておりますけれども、この入場料って、海は広いな大きいなでですね、

海は個人の所有ではないということを聞いておりましたけれども、私たちは海水浴に行ってもですね、海を使うのはただだと聞いておりますけれども、あそこで事業をするときに何かお金を取られるって、入場料が要するというふうな話も聞いておりますが、そこらあたりのところはですね、はっきりとした知識がありませんので、こういう声が市民の中からも聞けずし、よそから市外から入ってこられる方の中でも、あそこに行ったらお金を取られたばいというふうな話がありますので、それが果たして入場料として取られているのか、それともシャワーの使用料として別になって取られているのかですね、そのあたりをお聞きしたいと思っております。

以上が2回目の質問です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の質問の郷土料理のメニュー、学校給食におきます郷土料理のメニューを申し上げます。

4月はタケノコ田楽がふえまして、そして、タケノコ御飯。11月になりますと、白あえ、うま煮。12月にはだご汁。1月、金時の甘煮、魚の昆布巻き、おから煮じめ。2月になりますと、シュンギクのユズの香りあえ。3月になりますと、菜の花あえ、いなりずし、赤飯等が郷土料理のメニューとなっています。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

たくさん教育委員会に御質問いただきまして、ありがたく思っております。

まず、今の学校給食の郷土料理の内容は、私どもが小さいころからなじんできたそのもの、この地において食べてきたわけですので、そういうメニューそのものを総称して郷土料理というようなとらえ方も当然あるんじゃないかというふうに思っております。ただ、四季折々の季節感、あるいはその地域、その土地に郷愁をそそるような機会、とりわけ子供時代にそういうことを目にし、口にしておくことはとても大切なことだというふうに思っております。ただ、昨今、手っ取り早さとかあるいは食習慣の急変、こういったことによりまして、そういう思いとは裏腹の時代背景にあるということも事実でありますので、非常にこれは寂しい思いもあります。給食メニューの中では、可能な限りこの試みというのは今後もしてまいりたいと思っておりますが、願わくは、そういう思いが家庭の中で満たされるというようなことになれば、極めて望ましいことではないかなというふうに思っております。

それから、2点目の学校評議員制度で、もう少し活動状況について啓発等をすべきじゃないかということで、これはもう全くそのとおりだと思います。もともとこの学校評議員制度

というのは、いわゆる開かれた学校の具体策の一つとして導入をされた制度であります。いわば、学校の内部のものにはなかなか見えない部分を外から見ていただこうと。で、PTAをなぜ入れないかという、やっぱり学校の内部の方の一員であるというとらえ方に立って、できるだけそのような人選をしております。これは、比較的自由に意見を述べていただくというような位置づけがありまして、決して校長に対して拘束力等を付すものではありません。校長はあくまでもその辺の進言等を十分参考にしながら、みずからの経営方針に反映をさせていくというスタンスであります。したがって、評議員からのそういう御意見等は、校長の日ごろの学校経営の姿に映し出されているということでもありますので、学校から出される資料そのものがいわゆるこの報告といいますか、お知らせの一つだというふうに思います。

今、子供のいる家庭だけではなくてということですが、公民館だよりの裏に学校だよりを一緒にコピーをして配布したり、あるいは区長さん等を通して、回覧板の形で、例えば三夜待とかそういう形のと、ごらんいただいたりというような工夫も一面ではしております。

それから、3点目のむつごろう探険隊の存続の件ですが、生涯学習課長からもありましたように、この事業に限らず、財政的な見直しを含めて、トータルとしての見直しが当然、今、必要な時期でもあると。当然、心情的には続けたいというのはだれもが持つ思いでありますけれども、喫緊の検討課題とさせていただきたいと思っております。これまで参加をされたOBの皆さん、あるいは保護者の声、希望、そして何よりもむつごろう探険隊の卒業生が次代の担い手としてたくましく育っていくということが私たちの望みでもありますので、極力残したい事業としては、方向性として持っておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

6番議員の干潟体験の件についてお答えをいたします。

この事業は、七浦地区振興会の方で行っている事業でございます。ちなみに、昨年度の実績でございますけれども、15年度は一般で993名の方、団体で1万4,539名、合計で1万5,532名の方に利用してもらっております。団体数で申しますと、173団体でございます。過去の団体の参加者の経緯を見ますと、平成11年度が6,587人でしたが、平成12年度が1万600名、平成13年度が1万1,553名、平成14年度が1万3,294名と、順次ふえているような状況でございます。遠いところでは北海道、それから一番多いところでは福井工業大学の附属高等学校様から360名の方が参加をしております。

先ほどの料金の件でございますけれども、これは七浦地区振興会の方で設定されたものでございます。ミニガタリンピックコース、それから体験コースと、あとは潟遊び、これはあ

くまでも園児を対象としたものでございますけれども、この中で園児の方は 300円。市内の保育園児の方が 200円。それと、4歳以下のお子様については無料というふうなことでございます。この 300円と 200円には、温水シャワーの使用料 100円を含んでおります。ですから、この料金につきまして、やはり干潟体験場の維持管理費等を含めたところで料金の設定をしていらっしゃると思います。

それから、減免の件でございますけれども、シャワーにつきましては、減免の申請を生涯学習課の方で受け付けていらっしゃいますので、教育関係のものであれば、こういうふうな申請ができると思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

右からと左からの御答弁をいただきました。

それで、先ほど商工観光課長の方からありましたが、この使用料の件ですけれども、これは私もこの経営自体が七浦振興会の方へ委託をされているということは存じてはおりました。それで、料金が 300円、200円、その中で温水シャワーの使用料が 100円ということで、維持管理費、それから人件費等も含まれていると思っておりますけれども、これはいつの時点から有料になったのかですね。外の方から来られる方の中では、リピーターとしてたくさんの方がこの干潟に遊びに来られるわけですけれども、以前は無料だったのに今度からはお金が要るようになったというふうな声を聞いておりますので、これがいつごろから有料になったのかですね。それから、こういうふうないろいろな料金を取られることに対して不満があられる方もいらっしゃると思いますので、ここらあたりは、もちろん委託をされております七浦振興会と、それから当局の方とのいろいろな話し合いもされた上でのこういう料金の決め方だと思いますけれども、そこら辺ですね、せっかく干潟を体験、遊びに来られる方に不快な気持ちを与えないような指導もやって、口に出していただきたいなというふうな気がいたしております。

それから、むつごろう探険隊は、今後もいろいろな事業の補助金を見直したりということもありませんけれども、できるだけこういう事業は続けていっていただけるようにしていただきたいと思っております。

最後に、市長の御答弁をいただきたいと思っております。

これで私は終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私はあちら側とこちら側、両方、総合してお答えをいたしますが、まず、先ほど最後に御質問なさいました、あそこの干潟公園にですね、中に入るとは無料ですよ。だから、自分で勝手に入って遊ぶ分は何もお金要らないわけです。で、コースがいろいろ設定してあると思いますし、指導員を地元で雇ってありますから、そういう人たちに指導をしてもらったり、あるいは用具を設定して、準備をして、後片づけをしてみたり、こういうのが有料になっているということです。あそこには自由に入ってもらって結構、そういうふうになっていると思います。

それから、各種派遣補助金のということで、むつごろう探険隊の存続と。先ほど、課長なり教育長がお答えしたとおりであります。全体的にこれはやっぱり見直しをする時期にも来ておりますし、特に合併できなかつた場合ですね、これは合併しなかつた場合の財政シミュレーションを示しておりますが、具体的にあれを必ずやるという意味ではありません。必ずしもですね、あのシミュレーションは。ただ、あの金額はですね、何かで削減をしないといけないと。広義の意味ではですね、そういうふうにとめていただいて結構だと思いますが、あれに例として示しておりますのと、当たらずとも遠からずのことを具体的にはやる必要があると、こういうことになります。したがって、各種補助事業というものも全体的に見直した上で、残すものは残す、あるいは削るものは削る、こういうことをやっていくということでもあります。私自身は、全体的な財政のことを考えますと、やはりこの合併できるかできないか、とあわせて三位一体改革の動向、両方あわせて、非常にこれは神経をとがらせて、私は今これを見守っているという状況であります。

ただ、やっぱり合併できなかつた場合、しなかつた場合はいろんな削減が出てきますから、住民サービスの低下というのは避けられなくなります。だからこそ、合併は最後まであきらめずに私はやっていきたいと、こういうふうに思っているわけであります。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時9分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番の井手でございます。9月議会での一般質問は私で最後でございますが、お疲れさまでございましょうが、しばらくの間、おつき合いいただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

最近とみに新聞、テレビ等のメディアの中で、特に話題になっております幾つかの事件について質問をさせていただきます。

まず初めに、高齢者への虐待について。高齢者への虐待、今まで余り聞いたことのない言葉でございます。しかし、最近、よくテレビや新聞等で聞く言葉であります。鹿島市では、このような虐待行為を決して起こしてはいけなし、また絶対にあってはならないことと信じております。このことに関して、もろもろの情報が入ってくる今日、少しばかり触れてみたいと思います。

報道によりますと、お年寄りの虐待を受けている実態は、激しい暴力、中には事件に発展するようなものもあると報じています。食事を与えない介護放棄や言葉の暴力、さまざまな虐待が問題になっているようです。家庭という閉ざされた環境の中で、病弱なお年寄りが家庭内で暴力を受ける高齢者への虐待。私たちはこれまで全く関心もなく、考えたこともありませんでした。

高齢者への虐待とは、どのようなものを示すかという、大体五つぐらいに分かれているようです。一つは、身体的な暴力による虐待。たたくとか、こづく、つねる。このような行為を言います。しかし、この中には、痴呆のお年寄りに言って聞かせていることをよく聞いてほしいという思いから、ついつい手が出て、次第にエスカレートしてしまうケースもあるそうでございます。二つ目に、お年寄りの性的による虐待。三つ目に、言葉の暴力。それによる精神的な虐待。例えば、早くあの世に行けとか、邪魔だから早く寝ろとか、そういうふうなことであるということです。四つ目に、結構多いのが経済的な虐待。年金を本人の了承もなく、どうせお世話をするんだからと言って、勝手に使ってしまう。五つ目は、一番多いのが、十分な介護をしないという虐待。介護を嫌がるというか、拒否するというか、雨戸を閉め切って暗いところに閉じ込める。おむつをかえてくれず、また食事も与えない。こうした五つぐらいが一般的と言われております。なぜもこのような虐待が起こるのか。日本の場合、家庭の中で世話する人が、家庭全体で協力する状況でなく、1人の人に押しつけられて、孤独状態の中で介護をしていることが大きな原因だとも言われております。また、高齢者は、児童虐待や夫婦間の暴力に対応するような法律がないということです。児童虐待の場合は、虐待の事実を確認したり、家庭と接触するのは、児童相談所が法律に基づいて行っております。しかし、高齢者の場合は、このような権限を持っている機関がないということでもあります。それに、お年寄りも介護されているのが当たり前。そういう言葉とか行動をとられるというのが、お年寄りにとっての問題の一つだとも言われております。介護する方も長い介護の中で疲れ、精神的にも負担が孤立し、家族全員で十分支え切れない。切ない部分もあるようでございます。家庭という密室で起きることから、事実確認が非常に難しいと言われております。虐待を受けている被害者が、事を隠すことが多く、子供を思う親の気持ちから、なかなか口に出さないし、家族の暴力など、否定してしまうケースが多く、このように確認が

難しいので、高齢者への虐待が各地で深刻な問題となっております。

年をとって介護が必要になっても、家族に囲まれ、自宅で穏やかに老後を過ごしたいと多くの方が願っていると思います。鹿島市でもこのような虐待の事実があるのかをお尋ねいたします。

また、介護保険サービスが導入されて4年、多くの介護サービスが家庭の中に入ってきております。そういう現実と恐らくこれからも介護を必要とするお年寄りが増加すると考えております。報道では、最近、ぼつぼつ市町村段階で虐待防止に取り組んでいかなければいけないという動きも出ているということでもあります。しかし、プライバシー問題もあり、また法的整備も十分でなく、なかなか介入しづらいということが言われております。新聞によりますと、地方自治体は虐待の実態を把握し、介護者への支援も含めた対策に早急に取り組まなければならないと記してありますが、高齢化社会と言われる今の時代、社会全体で問題を考える必要があるとともに、重要な福祉問題を進めていかなければならないと思います。

そこで、今後、鹿島市として、どのように取り組んでいこうとしておられるのかをお尋ねいたします。

次に、児童虐待についてであります。

鹿島市においては、新聞紙上のような虐待行為はあっていないと信じておりますが、他の都市におきましては、余りにも犠牲になる子供の数が多く、問題になっております。報道によりますと、昨年1年間の児童虐待事件で死亡した子供は44人で、一昨年よりも3人ふえ、虐待がよりひどくなっているのがわかります。母親が我が子に手をかける。男子高校生が交際中の女性をけり殺す。母による虐待に祖母までが手をかす。生後4カ月の赤ちゃんを、朝から泣いてうるさいと、父親が柱に打ちつけて絶命させる。また保険をかけて知り合いに子供を殺させる。まさにアフリカ大陸にすむ野生の動物たちが、敵から身を挺して一生懸命に子供を守ろうとするいじらしい動物の両親。それからすると、この行為は動物以下の振る舞いで、許しがたい醜い虐待行為であります。

また、大阪の岸和田市で、15歳の少年が虐待の末、意識不明の状態で保護されました。しかも、この少年の部屋は電気は取り外され、窓には目張りをされ、カーテンは終日閉ざされたままで、市役所からの1日4回違ったメロディーの時報で、昼夜の区別を感じ取っていたそうであります。

こうした事件がどうして起こるのか。虐待を防止するには、どうすればよいのか、皆様と一緒に考えてみたいと思います。実際に虐待死であっても警察に通報されなかったり、通報されても、検挙や起訴に至らないものが多く、虐待死の数は正確ではないと報じています。つまり自然死、あるいは事故死として処理されている子供たちの中に、虐待死の子供たちが含まれている可能性が高いとも言われています。虐待のケースでは、虐待されている子供がいるということが通報されている児童相談所や保健所や学校が既に知っており、つまり心配

している人たちがそばにたくさんいたにもかかわらず、適切な対応がとれないために、子供たちが死に至ったケースが高いと言われております。そのひどい状況から、救ってくれるべき任務を負っている専門の機関から見放されるという状況下にあるようであります。岸和田の子供の場合も、学校も児童相談所も問題があるということ把握しながら、1年間以上も経過をしております。したがって、幾らでも疑ったり調査することができるはずの学校、特に児童相談所には、その責任が大きいと言わざるを得ません。もしこうした児童虐待が鹿島で起こった場合、どう対応すればよいのか、非常に重要になってくると思います。法的根拠の問題もあり、保健所、警察署、学校、児童相談所、それぞれの立場があると思われま。その対応はいかがでしょうか。もし鹿島でこのような事例があったとすれば、どのように対策をとられるのかをお伺いいたします。

また、一番大事な点は、親が子供に対して傷害罪のあるなしに、子供が虐待を受けていることが強く疑われる段階で、親の否定にかかわらず、子供を早く保護する必要があると思います。虐待の防止などに関する法律は、2000年5月、議員立法で成立。11月から施行されております。それから3年数カ月、国民の間に虐待を見逃すなという認識により、早期発見、通報義務などが明確化されたことで、多くの虐待が表面化し、児童相談所への虐待相談件数は、昨年度約2万3,700件で、5年前の4.4倍にもなったと報じてあります。

なお、市町村や都道府県の福祉事務所に対しても、虐待情報が寄せられた場合、近隣住民に聞き取り調査を行い、児童に面会して、安全確認するよう求めてあります。

また、国や自治体は、虐待を受けた子供の教育、安らぎの場の確保の対応が必要だとも思いますが、鹿島市においては、このような悲惨な虐待行為が起こらないよう、保健所、学校、児童相談所と市民が一丸となり、虐待から子供を守る、より強固な体制づくりが必要と思います。

そこで、今後、行政と省が一体となり、子供を守るシステムづくりが急務と思いますが、その取り組みについて、お伺いし、次に移ります。

次に、児童とインターネットについて。このことにつきましては、6月議会で松尾議員が数点にわたり質問されたわけですが、佐世保の小学校6年生の女兒が殺害した事件で、子供社会へのネットの影響が注目されておりますが、問題の女兒は、ホームページを開いて、その子供たちとのチャットで過激な言葉を使っていたわけでありまして、そのやり取りの中で、殺された友達への恨みや憎しみを増殖させていたということです。このことは皆様既に御存じのことです。ネットによるチャットは、これまでの凶悪事件を起こした少年の例で、今回の女兒の場合でも、単に感情を高ぶらせるというのではないと。閉鎖的な自己中心の世界の中で、攻撃的な感情を増殖させていき、抑制がきかなくなるということで、その点では、まことに特異であると思えてなりません。

実は、IT革命で、日本の経済を立て直せると信じた森喜朗前総理は、バブルの景気対策

として、パソコンの市場拡大のためにと、小学校にもパソコンを導入するように指示をされたのであります。この政策は、学生児童がネットなどの情報手段になれ親しむようにと、学習指導要領が2002年4月から実施されたのであります。これはあるノンフィクション作家の方が言っておられますが、このことはちょっとだけ最後まで読ませていただきたいと思います。「情報技術は、大学に行って、本当に必要になったときに覚えるとよいと言っておられますが、この点についてはいかがでございましょうか。また、情報は、もろ刃の剣、物すごく便利な反面、情報操作による戦争の正当化や政治選択の強制からプライバシー侵害に至るまで凶器にもなる。ところが、大人社会でさえ情報のセキュリティーもモラルも確立されていない。子供たちにパソコン遊びを教えるよりも、情報社会の危険性を考える力や情報モラルを身につけさせる方が先決だろう。小学校からパソコンを追放することまで視野に入れた議論が急務だ」と言っておられますが、このことについては、どのように感じておられるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、おれおれ詐欺被害対策についてでございますが、このところ、おれおれ詐欺と称される事件が新聞、ラジオ、テレビで連日のように報道されております。けさの佐賀新聞の論説で詳しく、ちょっとここにコピーとってきたんですけど、私がある程度調べたのよりも、より詳しく、ここに載っております。しかし、説明は不要かと思えますけれども、私なりにちょっと読んで、質問にかえさせていただきたいと思えます。

これは電話で、親、祖父母などに、交通事故や借金などでまとまったお金が必要になったといって、指定の口座に振り込ませるのが一般的な手口のようにあります。事件の詳細を見てもみますと、単に子供や孫の名を語るというだけじゃなく、警察などを語り、交通事故の示談金をだまし取る手口や、その人が借金をしている債権者を語り、同じく現金をだまし取る手口。またその人を監禁しているなどといった恐喝まがいの手口もふえて、ますます巧妙になっているということです。警察では、被害に遭わないようにと、電話を受けても、相手が名乗るまでは孫などの名前を言わないこと。またすぐにお金を振り込まず、本人に確認を取ること。警察や周りの人に相談をするなど、注意を呼びかけています。

しかし、なぜこうまでも簡単にだまされてしまうのか、その疑問も消えないわけでございます。おれおれ詐欺などという奇妙な言葉がニュースでも定着してしまいました。普通であれば、声とかしゃべり方の癖でわかるだろうし、どうしてわからないんだろう。一体どういうことだろうと思うのであります。やはり携帯電話などの普及で、ネット社会が広がっていく。その高度的なものかという気もいたします。遠く離れていると、親子や孫の関係が希薄になる部分もあると思えますが、自分の家族がだれと会って、何をしているのかを昔のように把握することは不可能なことです。それぞれの場所で、どういう顔を見せているのかということも知らないわけです。子供や孫を語る身内が、実の子供や孫と違うしゃべり方をしても、そういうしゃべり方をするのかなど思ったりする可能性もあると思えます。報道に

よりますと、おれおれ詐欺の昨年1年の被害は、全国で6,504件、被害総額は約4,318,000千円にも上るといふこととあります。また、被害者の8割が、60歳以上で70歳代が最も多く、被害額の最高は18,000千円を複数の口座に現金を振り込んでいるといふこととあります。昨日は、お隣の太良町でも被害に遭われたといふことが、けさの新聞にも載っております。このようなこととありますが、鹿島市としては、どのような状況なのかをお尋ねいたします。

最後の九州新幹線長崎ルートのことにつきましては、今回も数名の方が質問をされましたので、幾重にも重なるかと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

まず、長崎本線存続には、市長のひたむきに体を張って、厚く厚くその思いに心から敬意を表します。本当にありがとうございます。九州新幹線鹿児島ルート、新八代―鹿児島中央間が開業になりました。それを待っていたかのように、未着工の3区間を整備新幹線検討委員会が財源確保に動き出されたようです。これから少しばかり鉄道についてお話をいたします。

今、博多まで来ている新幹線。つまり、フル規格ですが、東京から長野、東京から新潟、東京から八戸、それから東京から博多に来ている。この新幹線たちは、フル規格の新幹線で、線路の幅が1,435ミリ。最高速度が約800キロメートル（207ページで訂正）出るそうです。実際はきのうは市長は二百四、五十とおっしゃいましたけれども、ちょっと聞いたところ、275ぐらいで走行しているといふこととございます。東広島付近、また博多―小倉間では300キロ出しているといふこともお話ししていただきました。この線路幅が1,435ミリといふのは、元来、ヨーロッパの基準値で、ドイツのインターシティーエクスプレス初め、スペイン、フランスの鉄道など、すべてがこの1,435ミリの標準値のゲージで走っておるそうです。

長崎ルートに今誘致しようとしている新幹線は、これではないそうです。それはレールの幅が1,067ミリのスーパー特急方式だそうで、1,067ミリといひますのは、旧国鉄時代からのレールそのままです。つまり、今、普通に鹿島駅に入っているそのレールです。これが市長も言われましたように、狭軌といわれております。

それでは、どうして日本にこういうレールが敷かれたかといひますと、日本に初めて鉄道を敷くように指導したのが、イギリスだそうとあります。イギリスの本国は1,435ミリを持っていまして、実は日本の地形、また国土の面積などを勘案して、つまり山が多く、また入り江、海岸線が多いといふこと。当時はトンネル工事などの技術も大したことではないので、これはカーブが非常に多い鉄道になるといふことと、幅が狭いレールを推奨されたそうとあります。実は、幅が狭いレールは、急なカーブが容易に曲がれるそうとあります。従来の日本のレールが外国と比較して狭いのは、こういう理由だからだそうとあります。長崎ルートに整備されようとしている新幹線は、今のところ、スーパー特急方式で計画がされており、鳥栖から佐賀まで、佐賀から肥前山口まで、肥前山口から武雄温泉駅まで。これは今走って

いるあのレールの上をそのまま新幹線が走るわけで、レール幅も同じ 1,067ミリのままです。だから、在来線の今のレールの上、1,067ミリの上新幹線が走ってきますから、今、東京から博多まで来ているあの新幹線の車両は、絶対にこの上には乗れないということであります。だから、博多からか鳥栖で乗りかえなければなりません。フリーゲージトレインが導入されれば別ですが。それと武雄温泉駅から諫早まで、長崎までを複線で新線の建設を予定されておりますが、ここも今のところはレールの幅が 1,067ミリで計画をされているのであります。

時間の問題ですが、肥前山口から諫早駅までと長崎ルートの武雄温泉駅から諫早まで。この間の時間の短縮は、わずかなものであり、私がここで申し上げたいのは、国、地方とも財政難であるのに、どうして整備新幹線長崎ルートをつくらなければいけないのか。また、それに立派な長崎本線があるのに、また時間的にも何時間も短縮になるのであればともかく、どうしても納得しがたいことばかりであります。県に求めている新幹線の時間短縮効果など、県独自のデータが今月中にも示されるそうですが、財政面、また時間短縮効果などを勘案して、長崎ルートに消極的な検討がなされることを願うところであります。

これまで佐世保市の方の声は何も聞こえておりませんが、多分、論議も何もなされていないと思います。佐世保の方たちがどう思っておられるのかが問題のようにも思います。私が聞いたところ、井本案が出る前までは喜んで賛成していたが、今の計画では何のメリットもないので、反対に回っていると申されました。ただ、長崎県でも賛成は長崎市と大村市だけで、諫早の人は、今の長崎本線で十分だと言っておられるわけで、それはどうしてかということ、やはり財政面と時間短縮効果が大きしたことではないということであります。だから、佐世保市と諫早市の方にもこの件については、どういう思いでいらっしゃるのかを聞く必要があるかと思いますが、いかがでしょう。聞いておられるならば、内容をお聞かせ願いたいと思います。

これで1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

13番議員の井手議員の御質問にお答えいたします。

私の方からは1番目の虐待についての中で、高齢者の虐待の実態についてお答えしたいと思います。

高齢者の相談につきましては、虐待に限らず、その窓口として、市内3カ所に地域型の在宅介護支援センター、別にそのほかに社協の方に基幹型の在宅介護支援センターを2カ所設置しております。自宅等への訪問をしている在宅介護支援センターにつきましては、この設置をいたしまして、自宅等への訪問をいたしているわけでございます。それでまた、各地区

の民生委員さんには、その活動の中で地域での見守り活動を行っていただいております。

家庭内の虐待につきましては、なかなか把握できないところもありますが、そのような情報を入手した場合には、ケースによって市の職員、民生委員、支援センターの職員、また母子自立相談員や家庭相談員が対応するようにしております。

相談実績といたしましては、平成14年度以降につきましては、現在、5件ほどっております。内容につきましては、子から親に対する言葉による暴力、虐待が多いようです。今後の取り組みといたしましては、家庭内のことでもありますし、対応が非常に難しい面がありますが、まずはこういった虐待について、先ほど申しましたように、在宅介護支援センターや民生委員さん、それに市の母子自立相談員や家庭相談員など、相談できる機関があるというのを住民の方に対しまして、十分仕事を通じながら周知していきたいと思っております。

また、それぞれの機関同士の連携についても、なお一層密にしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

井手議員の児童への虐待の実態と防止方法についてお答えいたします。

3点あったかと思えます。まず1点目です。児童虐待に携わる保健所、警察、学校、児童相談所、それぞれの立場があると思うけれども、その対応はどうなっておるかということです。高齢者と同じように、児童に対する虐待問題につきましても、一つの機関での対応には限界がございます。それぞれが持っています役割、いわゆる専門性と権限を生かしまして、それぞれの機関が連携して協力して対応することが重要となっております。

2点目でございます。鹿島で事例があったとすれば、どのような対応策をとられるのかということです。本市におきましては、福祉事務所に家庭児童相談室を設置しまして、家庭における18歳未満の児童の相談、指導を初め、児童虐待についての通告や相談に対応いたしております。児童虐待の内容につきましては、ネグレクト、いわゆる養育の放棄または怠慢、それと身体的虐待が大半を占めます。緊急を要し、特に保護者から引き離す必要があるようなケースにつきましては、直ちに県の児童相談所に連絡しまして、一時保護または児童養護施設等への入園の措置をとります。平成14年度以降は、児童相談所で保護されるような事例は発生しておりませんが、ネグレクトに当たるケースが三、四件ございます。これらのケースにつきましては、学校、保育園、担当地区民生児童委員、市民児童委員など、関係者が連絡をとり合いながら対応をしております。しかし、経済状態や家族関係のもつれなどから、簡単に解決できないケースにつきましては、児童相談所の指導を受けて、一緒に対応

いたしております。

3点目でございます。虐待から子供を守る強固な体制づくりが必要と思うけれども、行政、司法が一丸となり、子供を守るシステムづくりが急務と思うけれども、その取り組みについてのお尋ねであります。

虐待について、子供自身が訴えることはほとんどございませぬし、保護者も虐待の事実を認めようとはしない場合がほとんどでございます。このようなことから、死亡事故につながるようなケースにつきましては、法的な権限を有する児童相談所や警察の強制的介入も必要になります。今後は関係機関に御協力をいただきまして、教育福祉、保健所、警察等の関係機関から成る児童虐待防止ネットワークづくりの立ち上げを検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

井手議員の御質問にお答えをいたします。

2番目の児童への虐待の実態と防止方法は、3番目の児童とインターネットについてお答えをいたします。

まず最初の児童への虐待の実態と防止方法でございます。学校での児童虐待の発見とか疑いがあるような事例の報告は、教育委員会にはあっておりません。

防止のための学校での取り組みでございます。防止方法につきまして、まず、児童の観察。担任、養護教諭との連携によりまして、体の傷、給食の食べ方に気を配るような児童の観察。2点目といたしまして、家庭相談員、民生児童委員、地域住民、アパートの家主さん等の連携強化。三つ目に、家庭相談員、主任児童委員、校長による連絡会を毎月開催をいたしております。2日以上学校を連続して欠席の場合は、担任が家庭訪問を行いまして、本人の所在、様子を確認いたしております。虐待、暴力から身を守るための研修でありますキャップワークショップをことは古枝小学校の方で開催されますし、また生涯学習課の事業として、ことし取り組む予定にいたしております。そして、朝の健康観察などの充実に努めております。児童・生徒の顔色、態度、手足の様子等を観察をいたしておるところでございます。保護者に向けての取り組みといたしましては、学校だよりとか、学級だより等で虐待につきましての話題を取り上げております。PTAの役員会で保護者を啓発し、情報提供を呼びかけております。

次に、児童とインターネットについて御説明いたします。これは6月議会でもお答えいたしましたように、家庭でのパソコンの所有状況は、小学校で624名、割合は28.4%。中学校で630名、53.1%となっておる状況でございます。

6月議会後の答弁後の対応等、学校での対応といたしましては、学校のパソコンについて

は、有害サイトへアクセスをすることができないように対処をいたしております。また、県の教育委員会から、パソコンを利用する際のルールやマナーについてのリーフレットが各学校に配付をいたしております、その活用をいたしておるところでございます。家庭でのパソコン管理につきましては、先ほど申しました学校だよりとか学級だよりとか、学級懇談会、地域懇談会の席上で、保護者に対しまして、適切な管理、指導をお願いしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

13番議員の2項目めのおれおれ詐欺被害対策についての鹿島市内の状況ということでございますけれども、鹿島警察署管内の状況を申し上げます。平成15年につきましては、7月と8月と10月に3件あっております。平成16年につきましては、8月と9月におのおの1件あっております。合計が5件でございます、被害者はすべて女性の方でございます。年齢も30歳代から80歳代ということです。被害額は、おのおの300千円から1,700千円。合計で4,000千円というふうな状況でございます。

ちなみに佐賀県内の実態でございますけれども、先ほどの議員と重複するかもわかりませんが、被害総額は15年度が13件の12,582千円ということです。16年6月15日現在では25件あっておまして、52,984千円ということです。6月15日までの総計では、39件のうち女性の方が24名、男性の方が14名ということでございます。被害者の年齢の構成で見ますと、大体50歳代以上の方が8割以上を占めております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは長崎ルートについての第1回目の御質問についてお答えをいたします。

御質問の趣旨は、長崎市とか、あるいは諫早市あたりから事情等を聞いているのかというようなことだと思いますが、例えば、推進派の方がやっていらっしゃるように、関係者が集まって話をするとか、そういった話は実際あっておりません。ただ、答弁いたしましたように、世論調査の実態とか新聞報道とか、いろんなそういった情報の収集については、インターネットとか、あるいは新聞、そしてまた佐賀県あたりの方からできるだけ多くの情報を得るように努めているというところがございます。そしてまた、直接市長の方にも、長崎市民の方、あるいは諫早市民の方から激励の言葉を多くいただいているというところがございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

長崎ルートの御説明の中で、私が新幹線が 250キロメートルぐらいと、もっと速いのがあるという御指摘でしたけど、250キロメートルと言いましたのは、フリーゲージトレインの説明の中で、フリーゲージトレインは最高速度 200キロメートル/h ぐらいしか出ないんですよと。この 200キロメートルというスピードは、こだまクラスでも 250キロぐらい出るとですよと。そういう御説明をしたわけでございまして、当然、のぞみとかなんとか、もっとはるかに出るわけでございまして、その点の御理解を確認をお願いいたします。

それから、長崎市とか大村市は賛成が多くて、諫早市は反対が多いというふうなことを申されましたが、これは議員にもお配りしとったと思いますけれども、お配りしとらんやったら、要る方は言うていただければコピーしてお渡ししますが、西日本新聞の長崎県版の7月6日の県内の世論調査ということで、長崎県内全体で長崎ルートを推進するべきだという方は28%、長崎県内全体で建設中止するべきだという方が36%。つまり8%多く建設中止を県内の世論は考えているということです。市・郡別ではということで、長崎市では、建設推進の方は3割にとどまっていると。逆に建設は中止すべきだという方が半数近くに上ったと書いてあります。長崎市でも、建設中止するべきだという方が多いということです。また、諫早市でも建設中止、つまり建設反対の方が賛成より15ポイント多い。大村市の方は推進が中止を上回ったと。こういうふうな記事ですので、肝心の長崎市でも反対派がかなり多いということです。

それから、時速 800キロメートルとおっしゃいましたが、（発言する者あり）間違いですね。ジェット旅客機が大体それくらいなるかなと思っておりまして、そういうことでございます。

先ほど北村企画課長がお答えしましたように、いろんな励ましの電話とか手紙とか、あるいはまた直接諫早の方が私を訪問されて、絶対これば阻止してくいろ、頑張ってくいろというふうな励ましも多数これはいただいております。そういう状況です。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

ちょっと訂正をさせていただきますけれども、多分、先ほど東広島とか小倉ー博多間で「800」と言ったそうでございます。「300キロ」の間違いでございますので、訂正の方よろしく願いいたします。

それでは、2回目の質問をいたします。

とにかく高齢者の虐待とか児童虐待は、あつてないというふうなことで、ちょっと安心をしておりますけれども、とにかく高齢者の場合は、介護保険が開始されてから、割に減ってきたんじゃないかと思っておりますけれども、やはり経済面とかなんとかを考えられまして、なかなか隠していらっしゃるということもちょっと耳にしたこともありますので、やはりこれはよくヘルパーさんたちがあつちこち出入りをされていらっしゃると思いますので、この方たちに対しての老人の虐待防止に対しての研修会かなんか、そういうやつを開いていただければなど、このように思っておりますのでございます。

それから、ちょっと今回は駆け足で、新幹線でちょっと文章を読み上げたいと思っておりますけれども、ネット関係ですけれども、公立高校の小学生が2003年度に学校内外で起こした暴力行為は1,777件で、前年度と比べて27.6%増と大幅に悪化しており、現在の調査方式になった1997年度以前で、最も多くなったことが文部省の調査でわかったと報じられております。ちなみに、小学生のいじめも8年ぶりにふえ、子供の荒れの低年齢化が浮き彫りになったということです。また、県内の公立小・中・高校の児童・生徒による2003年度の暴力行為は88件で、前年度より26件増加しております。2000年度をピークに減少傾向にあったが、3年ぶりに悪化してしまったようです。言葉のいじめが目立つということではありますが、インターネットでチャットでのいじめも相当あつているのではと案ずるところでございます。佐世保の事件でも、双方がウェブカメラをつけていれば、このような痛ましい事件は起きていなかったらうにと残念でなりません。このウェブカメラは、既につけておられる方は知っていらっしゃると思います。双方がウェブカメラを取りつけていれば、相手の顔が見えるようであります。文部科学省は、佐世保市の同級生殺害事件を受けて、再発防止策を検討されて、いじめや校内暴力など問題行動の多い学校に教師や警察官OBの人を配置して、生徒指導を強化するなどを柱に、命の大切さを教えて、情報モラルの教育も充実させるとしています。

インターネットの取り扱いは、児童・生徒たちに相当進んでいると思っておりますが、これからのことですが、つまり今からパソコンを教わる子供たちには、高度な知識は不要と思っております。やはり高校時代とか大学時代にマスターしても遅くないと思っておりますが、今後、小学校では、どのように指導をされていかれるのか。それと、先ほど申しましたウェブカメラの装置をされる考えはないのかをお尋ねいたします。

次に、おれおれ詐欺ですけれども、このおれおれ詐欺は、社会生活の基本体ともなる家族というものを逆手にとった卑劣な犯罪でありまして、最近、おれおれ詐欺と似たような、はがきによる通達で身に覚えのない有料アダルトサイト情報料などの架空請求に関するトラブルが後を絶たないと言われております。佐賀県くらしの安全安心課に寄せられた相談も、昨年の9月から12月連続で1位になるなど深刻な状況であります。国民生活センターは、相談件数の多かった架空請求の業者39社をホームページに上げて公表し、消費者への注意を呼び起こしています。国民生活センターがまとめた架空請求に関する全国の相談件数は2002年度、

約7万6,000件だったのが、2003年度には約46万3,000件に急増したのであります。県内は2003年度が6,521件で、今年度も4月から6月までで1,634件に達していて、減る傾向にないありさまでございます。また、携帯電話の普及で、10代の人からの相談もふえつつあるということでもあります。最近の架空請求は、銀行の口座を悪用することが難しくなったために、連絡先の電話番号だけを記載したりして、書面を送って、消費者から連絡をとらせて、そこで初めて振り込み先を知らせる手口が大半であると聞いております。請求の形態は、勝手に実在されている弁護士さんの名前を使ったり、裁判所からの起訴予告通知書と称したのものもあるそうであります。

このような通知書を取ると、大方の方はびっくりして戸惑うと思いますが、架空の請求の業者名は「日東コーディアル」とか「日本債権管理センター」など、実在する会社と似通ったり、また公的機関などを思わせる紛らわしい名称が目立っており、記載されている住所やビルが実在しなかったりと、架空のバーコードを記載するケースも多いということでもあります。これで実際にはがきを60代の女性の方がちょっと調べたんですけど、やはりその方たちに多く来ているような感じを受けております。

それと、もう一つですけど、地域でティッシュとか炊事場のナプキン等、ちょっと年寄り相手に何かの宣伝にしていますからというふうなことで、先月はすぎやさんの跡で、今後販売するようにいたしましたので、ぜひひとつ見に来てください、宣伝ですよというふうなことでですね、ちょっと販売があった記憶があるんですよ。それで、そういうことにつきましては、やはり警察に真つすぐ電話しなさいと言うけれども、なかなか警察にも電話しにくいというおばあちゃんたちがおられて、やはりこのようなことは、もう毎月、おれおれ詐欺にひっかからんことととか、こういうふうないかがわしい文書で来たごたるとにも、逐一懲りんしゃっくらいばかり広報紙に載せていただければなど、ちょっとこのようにお願いをしておきたいと思えます。

それと、最後に、九州新幹線長崎ルートでございますけれども、これはJR九州と佐賀県、長崎県のこの三者で、ダイヤの増便や新駅の設置などを盛り込んだ第三セクターでの在来線存続を提案されていますが、長崎県は自分たちの地域につながるようなことばかり言っておられ、沿線自治体、特に佐賀県側がどうして犠牲にならなければいけないのか。第三セクターを背負っておられる自治体が、今までどれだけ財政面で苦勞しておられるのかは、新幹線へ期待を寄せておられる自治体でも、よくよくわかっておられると思います。長崎ルートの建設をめぐっては、長崎県でも先ほど申し上げましたように、推進一色に染まっているわけではないのであります。どうしてかといいますと、繰り返しになりますけれども、時間の短縮効果や財政負担の面、それを考えると疑問だということは大半であります。何で今ここに立派な長崎本線が健在で活用されているのに、国、地方ともに財政難と言いながら、どうして巨額を投じなければならないのか、理解ができません。長崎本線のそのままでよいし、

できれば複線化になれば最高です。しかし、長崎本線の肥前山口から諫早間の経営分離の解決が最前提とされております。そうした中で、新幹線長崎ルートの沿線自治体での協議で、並行在来線のJR九州からの経営分離について、私たちのところのJR長崎本線存続期成会が同意できるような国の政策が必要だと指摘されております。その中で、実は鹿島までの準高速、つまり道路網の整備のことを言っておられますが、それとこれとは全く別の話でありまして、自分たちのところにどうしても新幹線長崎ルートを建設したいと。

そういうことであれば、これこそ国の政策でぜひやっていただきたいと思うことは、当初は井本案で佐世保経由だったのが、見直されて、武雄経由に変更になったわけでありまして。そこで、条件として、一つの案ですが、あくまでも私の案ですが、武雄温泉駅から諫早駅までを複線で計画されているわけですが、それを単線に見直しをしていただき、そうして長崎本線と双方を交互に走らせるようお願いをされたらと思うのであります。いかがでしょうか。これはぜひ今月末に結論が出る前に、早く国の方が方針を出される前に、せつかく地元で優秀な国会の先生もいらっしゃいますので。そうしたら、やはり交互にすれば、建設費も複線じゃなかけんですよ、大体複線で計画しよんしゃったですよ。だから、単線でやってもらえば、双方やってもらえばですよ。大体私調べたんですけども、佐世保線は上下30本ぐらいですよ。片方で15本でしょう。そうすると、長崎には48。とにかく長崎本線の方が多かたですよ、特急の走りよるとが。極端に言いますと。だから、とにかくさっき申し上げましたように、喜んだりしよつとは長崎だけなんですよ。大体はもう一生懸命しよんしゃつとは。だから、やはりここを強く条件としてやっていただければ、国も金のなかとやけんですよ、これはぜひやっていただいて、これがもうできんぎもう、絶対にそのまま残してもらおうが一番いいけれども、国の方針で、そう決まれば、これは絶対譲られんということですよ、この案を、これは最後の切り札と思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で2回目を終わります。子供みたいな発想かもわかりませんが、金のなかとやけんが、やっぱりそこらあたりを国の方も検討していただければなど、そういう思いで申し述べたところでございます。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

13番議員の2回目の御質問の中で、高齢者への虐待について。ヘルパーさんたちへの研修が必要ではないかと。ヘルパーさんは訪問介護として家庭内に入って行くわけですが、虐待について、余り認識されていないんじゃないかというような御質問でございます。

現在、介護保険の訪問介護事業所は、市内に7カ所あります。勤務されているヘルパーは、約50名でございます。介護保険法の制定に基づきまして、訪問介護の運営基準も厚生省令で

定められているところであり、その中でも指定訪問介護事業者、これはホームヘルパーがおられる事業者ですけれども、これは利用者の置かれている状況の把握に努めなければならないということになっております。そしてまた、居宅介護支援事業者、これはケアマネジャーが介護サービス計画を作成するために配置されている事業所です。この居宅介護支援事業者との密接な連携に努めなければならないと規定されております。現在、介護保険の制度で、ホームヘルプを利用されている方は、ほとんどの方が担当のケアマネジャーを通しての利用でありまして、ケアマネジャー、ホームヘルパー、それぞれの事業所に責任者を置くこととなっております。

事業所の数カ所に確認を行いましたところ、虐待等の問題行動があった場合には、責任者への報告及び担当ケアマネジャーへの連絡等を行い、担当者による検討会を行っているとの回答をもらっております。

現在、虐待に対しまして、本市には確立されたネットワーク等はございませんが、基幹型の在宅介護支援センターを中心として、居宅介護支援事業所との連絡会議を開催しておりまして、問題ケース等があれば、個別に関係者との検討会を行い、対応しているところでございます。

今後とも高齢者虐待に対応するためには、高齢者虐待の早期発見やケースマネジメント等を行う効果的なネットワークの構築等が必要であるというふうに考えております。今後ともこのネットワークづくりにつきましても研究していかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

13番の井手議員のおれおれ詐欺の件について御説明をしてみたいと思います。

まず、今議員もおっしゃられますように、何で引っかかるのかというように、非常に電話がかかってきた場合には、慌てると。その慌てさせるような、やっぱりなれた方でございますので、それも1人あるいは2人と、警察とかなんとか名乗りまでもするというようなことで、非常にまず慌てさせるんだということだそうでございます。そしてやはり警察のよく言われることの予防としては、「おれおれ」と「おれくさん」と言っても、「だれね」という答えはしないと。そしたらこれは相手も名前がわからないから言わないというようなこともあるそうです。そういうことで、かかってきても慌てないで対応をしていただきたいということでございます。それから、まず金とかなんとか振り込む前に、家族に確認をなさいと、そういう防止策をお話しをされております。

それから、また別に言われました携帯ですね。例えば、私も実は携帯にかかってきました。あなたは何月何日にアダルトビデオを見ましたねということで、「いいえ、そういうことは

興味ございませんから」と言いましたけど。あと、何回でもかかってくるわけです。もう出ないということで、ほっときましたら、あとはかかってきませんでした。そういうことで、やはり携帯の場合はほっとくが一番いい。

それから、もう一つ、高齢者を対象にしたキャッチセールスですね。キャッチセールスというのは、1カ所に誘い込んでする商法です。暗示商法とも言いますが、そういう面でもねられやすいのは、やはり高齢者の特に女性だということでございます。そういうことで、そういうのはなるべく行かない方がいいんですけど、やっぱり誘われたら、すぐかかってしまうと。なかなかやっぱりプロでうまいということでございます。

やっぱり最終的にかかってしまった場合は、何日以内だったらキャンセルができるという、そういうことがございますので、自分で何か対応しようということではなくて、警察なり、あるいは商工観光課の方にも相談員がおりますので、そういう方へ御相談をいただきたい。なまじ生半可、素人がしていたら、どんどんどんどん入り込まされてしまうということでございますので、やはりプロの相談員に相談をして対応をしていただく。そういうことが一番いいということでございます。

それから、私たちがとっておりますのは、広報紙によつてのそういうひっかからないようにというような広報もしておりますし、老人クラブの会合のときに出席講座ですね、そういうもので要請があれば、そちらにも出席しておりますし、今後もそういう面では相談員を中心にしながら、いろんな相談があれば、すぐ答えを用意していきますし、身近にあるということで、相談においでいただきたいと思っております。

それから、いろいろ高齢者等の会合があるときなどは、出席講座を利用していただければ、またうちの職員なりを派遣いたしますので、そういうことで今後も対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

井手議員の2回目の質問の中で、児童とインターネットについての御質問の中で、ウェブカメラの設置の検討はどうかということでお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、学校にウェブカメラを設置するという検討はいたしておりません。そういったシステムもあるということで、今後、家庭への保護者への周知等を図って、家庭での設置ということで周知を図っていききたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

私の方からは、児童とインターネットについて、学校での指導取り扱いのお尋ねだったと思います。

佐世保で起きた痛ましい事件でありますけれども、さきの松尾議員にもお答えをしたわけですが、やはり対人関係の希薄さというか、ネット社会のマイナス的な側面というのが如実にあらわれた社会現象の一つであろうというふうにとらえております。学校では、そのインターネットについては、小学校の3、4年生ぐらいから取り扱うわけでありますけれども、主として、やはり技能面になります。そういう中で、モラルとかマナー面などの指導強化、これはどうしても必要なことありますので、その後については、このあたりのてこ入れを学校長を通して指示をしております。ただ、家庭に持っているパソコンは、どうしても1人で使うといいますか、今回のような例がありますので、学校で学習をしたこと、培われたことが、やはり家庭にも浸透していくような、やはり情報モラル等について、さらに指導の浸透といいますか、私自身も教訓としながら、このあたりはやっていかなければならないというふうに思います。

概して子供たちは、おもしろ半分であったり、あるいは安易な動機であったりということで、今回のような、まさかと思われるような事件があるわけですので、こういったことに発展しないように、単にパソコンを通した指導というよりも、道徳とか、あるいはその他の諸活動の中でも生命の尊重、あるいは心の教育の充実に向けては、当然力点を置いてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線についての一つの御提言として申していただきましたが、ちょっと確認をしますけど、現在の計画ルートを単線で作ると。ここを通すと、それから長崎本線を交互に通せばいいだろうもんということですか。（「大体複線で計画してあつじななですか。だから、金もなかとやろうと思うですよ。どうしてもつくらばいかんぎつくって、そいけん向こうが単線で作って、こっちを生かしてくれという計画です」と呼ぶ者あり）

私は極めて気の小さい人間でして、それだけ気宇壮大な計画というのはどうもまだまだちよつとついていけない感じがしますけどね。要するに井手議員が言いよんさつとは、どがんとしたっちゃ政府がつくるというぎ、そがんなつとんするぎ、折衷案としても成り立つじななかかというごたる意味ですかね。あのですね、どがんとしたっちゃつくと、そういうことも言いよんさる人もおんさるばってんですね、正確に申しますと、今、日本の国政の体系は、議員内閣制ですね。そして与党がおって、そこの意見がほとんど投じながら、与党で政府を構成しますので、結局、与党の意向がほとんど政府の決定ということになっていくわけですけど、厳密に言いますと、政府は、国の政府の方は、つまり国土交通省はと置きかえてもい

いですが、この長崎ルート計画には乗せているわけですね、確かに計画には乗せています。そしてこの計画に乗せている長崎ルートを、いろいろの条件もありますが、そのうちの一つの条件の並行在来線の経営分離の地元の同意がとれればつくりますと言っているわけです。政府はですね。地元の同意がとれない限りつくりません、つくれませんということなんですね。現時点では、政府は建設の認可をしたわけでも何でもありませんので、自民党と与党は、長崎ルートも一緒につくるべきだと、着工するべきだと言いよんさるばってん、与党は諸条件が整わんぎ、つくりますと言いませんよということですから、結局私はどがんしたっちゃつくるといならばという論の以前の問題として、私はやっぱりとどめておくべきだというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

以上で13番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明11日から13日までの3日間は休会とし、次の会議は14日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時38分 散会